

---

令和3年 第13回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和3年9月13日 (月曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和3年9月13日 午前9時0分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	松元 治美
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

---

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越し頂きましてありがとうございます。ただいま御承知のように新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。傍聴に当たっても引き続き手指の消毒、マスクの着用、御協力のほどよろしく願いいたします。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから令和3年第13回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております8番、東義一議員、発言席からお願いいたします。

なお、東議員より資料の配付の申出がありましたので、許可いたします。しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、8番、東義一議員、発言席からお願いいたします。東義一議員。

#### **8番 東 義一議員 質問事項**

1. 巡回バス試験運行について
2. 道路管理者の責務について
3. ホームページの運用について

○議員（8番 東 義一） マスクを取らせていただきます。

失礼いたしました。議席番号8番、東義一です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、1番目に巡回バス試験運行について、2番目に道路管理者の責務について、3番目にホームページの運用について、以上3点につき順次一般質問をいたしますので、執行部におかれましては明確な回答をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず最初に、巡回バス試験運行についてを質問いたします。

第5次大刀洗町総合計画施策の公共交通の整備にありますように、高齢者や自力での移動手段を持たない交通弱者の方の買い物や通院等の日常的な手段を支援するために、町内を巡回する効率的なコミュニティバス等の検討をするということで、昨年引き続き本年度も巡回バス試験運行が開始されているが、現況と今後の在り方について問うものです。

昨年は、もう御承知のとおり、2年度は10月から11月まで2か月間の試行運転という形で、

合計338名の利用者があっているという形で伺っております。それと、今年については、町長の答弁にあるかと思えますけど、第1回が4月から7月、第2回が8月16日から10月、3回が11月から1月、4回が2月から3月という形で伺っております。それで、利用状況と今後の対策はどのように講じられているかをお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の巡回バス試験運行について答弁をいたします。

利用状況と今後の対策についての御質問でございます。

まず、利用状況についてですが、本年度も決められた時刻に決められたバス停を運行する時刻表型バスと予約があったバス停だけを運行し目的地に向かう予約型バスの2種類を運行しており、5月10日から8月11日の第1回目の試行では、時刻表型バスが週4日、延べ51日間で延べ203人、予約型バスが週1日、延べ13日間で延べ37人に御利用を頂いています。

次に、今後の対策についてですが、1回目の試行結果を踏まえ、8月16日から10月29日の第2回目の試行では、個人のニーズに合わせた予約型バスの運行日を増やすこととし、月曜日から木曜日の午前中と金曜日に予約型のバスを、月曜日から木曜日の午後に時刻表型バスを運行いたしております。

また、11月1日から1月28日の第3回目の試行では、第1回目、第2回目の試行の結果や8月から9月にかけて実施する交通に関するアンケート調査を踏まえ、運行方法を検討してまいります。

いずれにしましても、タクシーを含めた地域公共交通機関とのバランスも考慮しながら、利用者の利便性と費用対効果の両面から今後の運行方法を検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁は終わりました。再質問あれば、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） それでは、再質問をさせていただきます。

去る7月15日に、地域生活交通検討会という形で各校区民生委員、各校区センター長、老人クラブ会長、女性の会の参加の下に開催されておりますが、議員各位もオブザーバーとして参加をさせていただいております。私もオブザーバーとして参加をさせていただいております。

その中で、3か月の運行で運行便数が592便のうち489便が空便で施行されたという形で、約82%の割合でされてあって、1日平均は2名の乗車というふうな形で伺っております。

その中で、原因としては、緊急事態宣言の中で試行運転をしたということと、JA関連のとくし丸の運行でバス利用者の減が昨年と違ってあったのではないかとということと、乗り継いで他校区に行くという方法が住民に浸透していなかったのではと。

そういった中で、空車をなくす方法ではどうしたらいいかという形で、運行日数を減らしたら

どうかとか、それとか時刻表型バス、乗り合い予約型の方法の試運転の見直しと、いろいろ各検討委員会の中で発言をされております。

それで、私自身ちょっと思ったのが、こういった検討委員会の御意見を聞くのも本当に重要なことだと思います。

ただ、もう試行運転を5月からして、そして7月に3か月の状況を見て、これちょっと言葉は悪いんですけど、これやったらどうかなというふうな、執行部としては利用状況の不安とかそういういったものがあつたのではないかというふうなことを推測いたします。

それで、やはりその時点では4月当初からプラン・ドゥ・チェック・アクションの形でいろいろ計画を頭の中に描いて実行して、そして随時見直してですか、検討のし直しも必要ではなかったかなというふうに私個人は感じております。

ただ、もう走り出しておりますので、また8月からと2期、3期、4期という形でございますが。

一つ、執行部としてはやってみないと分からんということは重々分かりますけど、やはり予算的に1,200万、もう今年度の調査経費として計上されてありますが、1年間通して、結局結果が、よろしいことではございませんけど、結果が思わしくなかったら仕方ないなという形になってしまうのかなというふうな懸念が私の頭の中にはございます。

そういった形で、一つ、今現在進行形ですけど、ある時点でやっぱり時刻表の見直しとかも8月17日からされておりますが、そういった形でも随時その時点その時点で方向性を見直しですか、そういったことも必要ではなからうかというふうに感じます。

それで、検討委員会の中では、やはり空車で空気を運んでいるような状態であるということであれば、当然運行日数の減とか、そういった当然執行部のほうとしては考えてあるし、また考えていただかないかないというふうに感じております。

それと、令和2年度の主要施策報告の中で、担当課長のほうから校区によっては利用者数のばらつきがあり、希望する目的地や滞在時間も個々による、異なるため、時刻表型の運行方法のみでは利用者全体のニーズを満たすことは困難であると。時間帯によっては誰も乗車しない時間帯もあるため、費用対効果を意識した効率的な運行手法を引き続き検討していく必要があるというふうな形で、担当課長のほうから主要施策報告の中では伺っております。

そういった形で、財源としては、余り金銭的のことを言うとあれなんですけど、令和2年のやつは210万とか、3年度は先ほど申しました1,200万円、そういった形の町民の皆様の血税を使って弱者関係の交通施策に取り組むということは私自身も反対はいたしませんけど、やはり見直すべきところは見直して、費用対効果があるようなコミュニティバスですか、の巡回バスの成果を上げていただきたいというふうに思いますけど、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおりでございます。この巡回バスの運行に当たっては、これまでの運行の実績を見ながら、議員御指摘のように利用者の利便性とそれから費用対効果の両面から、今後も運行方法の見直しを検討しながら、どういった運行方法だと、大切な税金でございますので、そういうふうな効率的な運行ができるかというのを今後も追い求めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁、ありがとうございました。

一つ思ったのが、担当課が地域振興課という形で試行錯誤の中でのいろんな施策なり方法なりを考慮されていることは十分伝わってきております。それで、担当課、地域振興課だけではなく、やはり町職員も考え方も広く意見等を聞き入れられて、また地域振興課だけではなく、言い方は失礼なんですけど、固まったような考えだけでなく、第三者的な他の課の職員の意見等もやはり重要視していくべきではなかろうかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

巡回バスの試行運転に当たって、担当課だけではなく広く全庁的にほかの課の意見も踏まえて運行計画等を立案すべきではないかというふうな趣旨の御質問かと思えます。

議員が言われることはもっともな面もございますけれども、行政のほうはそれぞれ担当課が担当業務を責任を持ってやっておりますので、基本的には地域振興課中心になって今の業務をやってきているところでございます。

また、いろんな意見については他の課等からも意見をお伺いしながら実施してまいりたいと思いますし、先ほど議員のほうから御紹介がございました地域公共交通活性化協議会等の意見を踏まえて、今後とも効率的な運行方法について検討をしてまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） まとめというか、私自身こうまとめてみたんですけど、今回、巡回バス試験運行をスケジュールどおり履行し、また利用者数の増加を見込んでいるのか。それとも、交通弱者の方のもう利用の促進という形で。どうも説明を伺って、町長の説明じゃないです、担当課長の説明をこの前の検討委員会の中で伺ったたら、どうもバスの利用者を多くしたいというふうな感じも取られたわけなんです。私個人は、利用者が多ければ多いほど、交通弱者関係に対しては物すごくいいと思いますけど、やはり65歳以上の大刀洗町の人口から見た場合に、やはり40%ぐらいが65歳以上の高齢者という形で伺っております。

それで、65歳からという70歳ぐらいまでは車の運転もじゃんじゃんやっていたいておりますし、問題は本当に免許証を返納された方とか、あとは1人ではいけないというふうな方をやはり巡回バスの重要視というか、そういった形の目線ちゅうですか、視点を持っていかれたらどうかというふうな、これはあくまで私個人の意見でございます。

それと、試験運転期間の3年でありますけど、まず先ほど町長が申されたように、費用対効果を意識した場合、町長も答弁されましたように、乗り合いバスの予約とかそういったものをどしどし入れられて、一つ、近隣市町村、朝倉市、小郡市、それと筑前関係、うきは市関係もこういった巡回バスの運行をやっていると思うんです。そういった形で、いろいろ調べてみますと、やはり小郡市さんの場合も、巡回バスも試行されておりますけど、やはり乗り合いバス関係の試験を現在やられてあるということも伺っております。

それと、大刀洗町には大刀洗校区が先行して巡回バスを施行されてありますし、大刀洗関係の方にお尋ねすると大体1日25人ぐらいの利用者があって、特に病院とか、それからスーパーとかそういったものが、とか役場関係、そういうものをコースで回ってあるという形で、今のところ順調に行っているというふうなことも伺っております。

それと、地域振興課のほうでいろいろ検討されてありますけど、バス停に時刻表とかを掲示されてあるものか。一つ伺ったのが、利用者の方が送ってもらったと、帰るときに時間がどうだろうかという形で、一般のバス停みたいに時刻表等は設けてあるか設けてないかちょっと私確認いたしておりますけど、そういった配慮も必要ではなかろうかというふうに思っておりますし。先ほどから申し上げておりますいろんな近隣市町村の状況とかは必要不可欠と思いますので、十分精査また検証する必要があるのではなかろうかというふうに思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域振興課のほうでは、この巡回バスに関しましてバスの乗降車数が増えるということを目的としておるものではございません。地域振興課共々、一人でも多くの方が行きたいところに行きたい時間に行ける、こういった交通弱者対策というものを目指しておりますので、そちらのほうは御理解頂きたいということを最初に申し添えます。

御質問のバス停での時刻表であったり、バスに乗られた方、帰りの時間が分からないであったり、そういったことの細かい配慮はどんなふうになっているだろうかという御質問だったかと思っております。

まず、バス停のほうの時刻表に関しましては、貼らせてもらえるところは時刻表も貼っておるという状況になっております。各御家庭に全戸配布をさせていただいておりますのと、主要の施



設等には時刻表を貼らせていただいております。

あと、バスに乗られた方、帰りはいつ頃帰られますとか、このお時間だったら帰りにお迎えにこの時間にバスは帰り来ますよとかいうことで、細やかなそういうアドバイス等は運転手のほうからもしっかり行っておりますので、乗られた方に関しましてはそういった配慮をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 巡回バスの試験運行につきましては、今後、成果あるまた費用対効果あるような運行を期待いたしております。最終的には、年度末に吉報という形で承るということを期待しております。そこで、1番目の巡回バス運行につきましては終わらせていただきまして。

2番目の通告、道路管理者の責務について、これにつきましては小項目ごとに質問をさせていただきますが。

先ほど配付させていただきました地図について説明をさせていただきたいと思っております。

この地図につきましては、2級町道、井堰富多線という形で本郷の平田竹材店のちょっと先の井堰から富多の大堰神社までの路線を井堰富多線というふうな形で伺っております。

私が御質問申し上げるのは、地図の真ん中辺りに区間という形で明示しておりますが、場所はみの寿前の目北橋から、これは小石原川右岸になりますけど、目北橋から北へ約200メートルの区間で、この町道は兼用道路という形で国土交通省の堤防も兼用してある道路でございます。

御覧のとおり、写真はちょっと薄くなっておりますけど、右下のほうが終点で上のほうが起点という形になります。約、目北橋のほうから200メートルの区間でご覧のとおり道路に草が茂ってる状態なんです。

それで、これにつきましては、今回の一般質問をする前に、今年の今頃だったと思っております。9月頃、そのときに建設課のほうにこういった状態になってるからどうかしたらいいんじゃないのという形で申入れをしておりますし、また今年の5月ぐらいに、この状態になって全然道路の意味がないよというような形で、一般交通の用に供する道路という形では、本来の目的を達しているとはもう認め難い。どなたが見てもお思いになるかと思っておりますけど。

そういった形で、道路管理者である町長の見解というか、もう図面見られたら、答えは想定しておりますけど、町長の見解をお願いしたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の道路管理者の責務について答弁をいたします。

町道の維持管理についての御質問でございます。

大刀洗町には647路線、総延長228.85キロメートルの町道がございます。町道の維持管理では、高度成長期に整備した道路の老朽化に伴い補修費用もかさんでいる状況であり、毎年の区長要望や交通量等も勘案して、より危険度の高いところ、優先度の高いところから補修工事を実施し、維持管理に努めてきているところでございます。

除草作業につきましても、集落内道路につきましても、地域の皆様に除草作業を行っていただくとともに、町道堤防につきましても9つの行政区で除草作業を行っていただいております。

また、集落外での見通しの悪い箇所等につきましても、面積にもよりますが、シルバー人材センターへの業務委託や建設課職員による除草作業を実施をいたしているところでございます。

議員御質問の井堰富多線の道路管理については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） では、質問にお答えいたします。

議員御指摘の井堰富多線でございますが、朝倉市境の井堰から大堰神社横の鳥栖朝倉線を結ぶ2級町道で、以前は舗装もされていましたが、幅員が2メートルほどで堤防が細く、幾度となく補修を施しても舗装のセンター部分が段ずれを起こし、交通の安全性を確保することが難しくなり、舗装を剥いで砂利道にしたと聞き及んでおります。

現在、圃場整備で整備された中部17号線、西栄田2号線を利用される方が多いことから、未舗装部分の利用は地元の農作業をされてある方数件が利用され、道路の除草作業におきましては、法肩から1メートルは町道堤防伐採除草作業として助成金を出している状況です。

今後も地元の協力を得ながら管理を進めていく次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 課長の答弁を頂いたわけなんですけど。

道路管理者は町長が答弁されたように、これは道路法の規定によって道路を管理する者で、市町村道にあつては首長、町では町長であり、道路を造ったり管理をして道路を一般交通の用に供するとともに、必要に応じて道路の通行禁止や制限などをする権限を、町長、道路管理者は持っているわけなんです。

それで、今、担当課長のほうから答弁頂いたんですけど、確かに国土交通省の兼用道路で、そのときの条件で、肩から1.2メートルは伐採をなささいよというふうな条件つきで来ていると思うんです。

それで、担当課長の説明にすれば、地元をお願いするという、協議というか、地元という形で回答はあったんですけど。そうなってくると、本当に言いにくいことなんですけど、道路には全てのりがある、町道には、堤防じゃなくて。そののり関係も全部委託ちゅうか地元をお願いす

るというような形になってくると思うんです。

私が望んでいるのは、今現在質問している道路にあつては、課長から説明があつたように、舗装であつたけどいろんな道路の障害があるから舗装を剥いで、そして砂利舗装にしたということは分かるんです。

私が申し上げたいのは、その砂利道にしたらしたでいいんです。後の維持管理がもう全く、担当課に聞いたときはもう3年ぐらいになるという話なんです。先ほど申しました道路管理者は、一般交通の用に供するという形になっておりますので、今、課長が言ったように道路関係で地元の耕作者しか通ってないから、圃場整備でできた道路、そっちのほうが利用が多いからという形の答弁はちょっとおかしいんじゃないかならうかと思ひます。

私が言ひたいのは、そういうことであれば、大刀洗町、町内全部道路には全部のりがありますので、その草関係も全部町に刈ってくださいよというふうなことになるかぬないし、農道であれば産業課のほうが管理されてありますので、産業課のほうが農業関係についてはもう草刈りとか全部してくださいよというふうな形になっていかざるを得ないような感じなんです。

私が質問したのは、課長が先ほど説明されたように、草が生えておると、一般の交通の用に供することができないということであれば、モーターグレーダーで道路をばあつと押して、そして砂利を置けばいいんです。あとは転圧して。別に難しく考えるあれじゃないかと思ひんですけど。現在見たとおりに草ぼうぼうなんです。

それで、町長と建設課長、現場を見られた経緯はあるんでしょうか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 東議員の質問にお答えいたします。

現場のほう見させてもらつて、現況としましては、夏場からの大雨とかもございまして、今現況としてはかなり草が生えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 当然、維持管理をせんと草は生えていくんです。今、課長が言ったように、雨が多かつたから、そうではなくて、2級町道なんです。こういった道路が大刀洗町の中で見受けられますか。その点、建設課長のほうにお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） そしたら、東議員の質問にお答えします。

道路の除草につきましては、町内に2級その他も含め24.4キロの未舗装道路がございます。この道路に関しましては、特定の関係者のみが利用する道路がほとんどでございまして、その利

用者もしくは区、地元の土木組合もしくは農地水でお集まり頂いたときに除草作業をされて管理されていると認識しております。

また、道路の管理者の責務としてどう捉えるかということでございますけれども、道路法42条の道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとありますとおり、確かに町に責務があるかと思えます。

しかし、この未舗装道路の除草を町で全部管理することになるとかなりの経費がかかり、難しい面もございます。

今後も町道の草刈りに関しましては、地元に関係を願ひし、地元関係者で困難な修繕工事などについてはこれまでどおり町のほうで実施し、町道を地元と町が協働して維持管理を行っていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） ちょっとくどいようですが、地方道路については、地方交付税のほうから交付金がなされてるんです。道路の延長等について。

課長の今の答弁では、道路の維持管理をせずに交付税をもらうというふうな捉え方に聞こえてくるんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 質問にお答えいたします。

先ほど東議員が言われました管理に関しましては、一応、草刈りに関しましては地元に関係を願ひしてありますが、地元でできない道路の修繕工事とかそういう面に関しては町のほうであるということですので、全く町道の維持管理を町のほうでやらないということではございませんので、お互いに協働して管理をして、町の町道を協働して維持管理を進めていただければということでお答えさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 再度、道路管理者の責務というものを再認識していただきたいというふうに思います。

続いて、関連がありますが、2番目に道路パトロールの実施についてお尋ねいたします。

これ、同じく道路法の第42条第1項に、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと定められております。

また、平成25年の道路法の改正に伴い、道路法施行令第35条の2第1項に、適切な時期に道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずることと定められております。

現在は、道路パトロールが法律上の義務として明示されておりますので、その点はもう建設課長のほうは頭に入っておられると思いますけど、再度再確認の意味で申し上げました。

こうした中で、残念なことに、この9月の議会に報告事項として上がっておりますが、今年の7月9日に大刀洗町の大字三川、これは高食地区の、これも兼用道路である、私の記憶によると高食白鳥線という形で兼用道路となっていると思っております。こういった中で、道路管理瑕疵によって自動車事故が発生しており、自動車物損事故と伺っております。

もし、これが、失礼な言い方になるかと思いますが、物損事故ではなく人身事故であったと想定した場合、50センチと1メートルと深さが7センチから10センチの深さの道路の陥没があったということなんですけど、これが今回の場合は車の損傷という形では失礼な言い方になりますけど、そこで車が穴ぼこに入って、そして方向転換ちゅうか、間違っ、例えば他の車と接触した場合に人身事故にもし遭ったとした場合、当局としては、この事故が幸いと言ったら失礼なんですけど、真摯にやっぱり受け止めなければならない事案ということではもう重々感じてあると思っておりますけど、そういった形でやはり道路パトロールの意味というのは、本当に大切なことだと思うんです。

それと、道路パトロールは法律上の義務という形で申し上げましたけど、路面が凹凸していたり、ガードレール、防護柵の破損や異常、視線誘導標、舗装のパッチングなど、道路パトロールによって発見し、事故を未然に防ぐことができるものと考慮しますが、道路パトロールの実施についてお尋ねいたしますけど。

今後、もう事故があったから謙虚、真摯になるんじゃないかと、今まで道路管理関係で、側溝蓋関係で、鶴木と稲敷地区のほうで側溝蓋が浮いたかどうか知りませんが、もうそういった形で車に損傷を与えたというふうな事例がありますので、その点、道路パトロールの実施、意義というものを再認識していただきと思っておりますけど、町長の見解をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 道路パトロールの実施についての御質問でございます。

町道のパトロールにつきましては、建設課の職員で2名3班体制で舗装、側溝、防護柵、標識、ミラー、区画線等を管理項目といたしまして、前期と後期に道路パトロールを実施するとともに、大雨の後ですとか台風の後等には、幹線道路等の巡回パトロールを実施をいたしているところでございます。

また、区長会や町の建設協同組合にも道路の異常箇所を発見した際には連絡頂くように御依頼

をしているところでございまして、地域の皆様にも道路管理に協力を頂いているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 一つは、今、町長のほうから答弁頂いたんですけど、道路パトロールを年2回、4月から7月いっぱい、それと後期が8月の中期から12月までというふうな形で、建設課長のほうから先日伺っておりますが。

一つは、そういったもの、道路パトロールについては先ほど申しましたように、これはガードレールとか防護柵とかカーブミラーとか、これは交通特別交付金という形で、これは交通の反則者からの寄附と言うといかんけど、交通違反をされた方を財源として各市町村に配付されております。大刀洗町でも、昨年が大体400万ぐらい来てると思うんです。

そうした中で、いろんな交通安全施設関係の維持管理をされてありますけど、決算書とか見た場合、もうぎりぎりなんです。それはそれで町費を出さんという形だと思いますけど。

私が感じているところは、本郷から上野のほうに行った上野高樋本郷線、これは中央線がもう全く消えているんです。これはもう3年ぐらいなるかと思います。それと、外側線、御承知のとおり、この場合は、外側線は雨が降った場合、水が浸水した場合も白い白線ですので見えるわけなんです。そういったことも建設課職員は十分周知してあると思いますけど。

予算が特別交通安全、西鉄関係で来とるからもうその分だけしとこうというんじゃないで、やはりもう町費を出してもやるべきことはやっていかないと、先ほど申しましたように、これは完全にもう道路管理瑕疵に取られると思うんです。そういったところまで頭に置いて、今後、やはり先ほど申しました道路管理者の責務、それと交通安全の道路パトロール、これについてはやはりいま一度再認識して取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それで、第2番目の道路管理者と道路パトロールにつきましては終わらせていただきます。

最後になりますけど、もうホームページの運用について、これは小項目ごとに質問をさせていただきます。

まずは、行政側のホームページの運用について、本当言ったら内容掲載が、私の思い違い、勘違いかもしれませんが、課によって偏って掲載されてるように見受けられますが、掲載の基準というものが何かあるんでしょうか。その点、お尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問のホームページについて答弁をいたします。

ホームページの掲載の基準についての御質問でございます。

まず、ホームページで掲載する内容につきましては、広く町民の皆様にお知らせしたい内容をそれぞれ担当各課が選定し、それぞれ各課の判断で記事を掲載してるところでございます。この

際、ホームページは町の広報誌と並び町からの情報発信の柱だと考えており、しかしながら町の広報誌は月1回の発行で紙面に限りもございますので、ホームページでは広報誌に掲載できなかった内容をタイムリーに発信したり、広報誌の内容を補完する詳細な情報を発信しているところでございます。

次に、ホームページへ掲載する記載の方法につきましては、時間表記の方法やデータを添付するときに容量を記載するなど、掲載方法には一定の基準を定めマニュアル化するとともに、職員向けの研修を実施いたしているところでございます。

また、全庁横断的なメンバーで構成する情報発信ワーキンググループを定期的で開催し、職員一人一人が情報発信者であるという意識の向上を図るとともに、町民の皆様に伝わる広報の在り方について現在知恵を出し合っているところでございます。

いずれにしましても、今後とも町民の皆様にとって見やすく知りたい欲しい情報を得られる、そのようなホームページを目指してまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁を頂きましたが。

一つ、これは過去6年前になるかと思えます。私が在籍して退職して、その当時、ホームページもリニューアルして、いろんな枠ですか、それがあったと思うんです。

それで、現在町長はもう見られてないかと思えますけど、2016年の6月、平成28年6月に、ホームページ掲載内容精査についてという形で町長宛てに要望というか意見書を提出した経緯があります。それで、そのときの副町長にまず話をさせてもらったんです。こういった形で、何かこう、せっかくホームページもリニューアルしてもう長くなってるけど、どんなですかと。私が一番知りたかったのは、イベント情報という枠があるんです、今、ホームページの中に。今年1年、2回ほどしか掲載されてないんです。1つは成人式ということと住民課のごみ関係の不燃物の収集、その2点だけなんです。

せっかくリニューアルして、ホームページの作成等について莫大な金を投資しているんです。そういった中で、イベント情報はもう全然使われてない、掲載がないということを考えていくと、一つはいろんな回覧とか、町長が申されましたように、広報関係でいろんな行事は出ますけど、頭の中では記憶がないんです。そうした場合に、ホームページ、今はスマートフォンがありますので、スマートフォンからでも大刀洗町のホームページは見られます。そういった中で、イベントの検索をしても、例えば行事、スポーツ関係、そういった催し、そういった情報記載がもうなされず不活用になっていると思うんです。だから、これはもうホームページは大刀洗町だけじゃなくて、もう全国ネットワークあるいは世界ネットワークでいってるんです。そして、またふるさと納税関係もいろんな大刀洗町のホームページを見て、そしてふるさと納税をしようというふ

うな気持ちになられる方もあると思うんです。

どうも、私の感じですが、あくまで私の感じですけど、一つは、先ほど申しました、課に偏っているのではないかということでお尋ねしたんですけど、一つは今回もさくら市場について掲載がされております。だけど、これについてもイベントのほうに持っていったいいんじゃないかというような形と。終わったんですけど枝豆祭関係も、もうこれでもかこれでもかというほど、もう3日連続でなくて3週連続でずっと載ってるんです。

そういった形を考えると、人の話を聞くと、枝豆祭も開催されたけど、ドリームまつり、体育祭は開催されずに、何で枝豆祭だけ開催されるんだと。それと、学校関係も運動会等も延期になったり中止になったり、特に生涯学習課では少年スポーツ関係もストップちゅうか中止になったりしているんです。

そういった形で、私が申し上げたいのは、掲載関係については十分精査されて掲載されてあると思うんですけど、やはり各課からいろんな行事等とか催しとかそういったものは出てきて、そこで選択肢ですか、そういった形も必要ではなかろうかというふうに感じておりますが、その点、町長の見解をお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

各課から上がってきた部分を、全庁的に、例えば地域振興課なりが選別して、ある程度統一性を持ってホームページを構築すべきではないかというふうな御趣旨の御質問かと思えます。

広報誌については、今、議員おっしゃられたように、そのようなやり方でやらせていただいています。

と申しますのは、広報誌についてはやっぱり紙面の制約がございますので、一定の限られた紙面で何を掲載するかというのはある程度、広報担当課のほうで取舍選択をさせていただきながら各課と打合せの上、掲載をしているところでございます。

一方、ホームページについては、そういうふうな紙面上の制約というのは余りございませんので、そこはそれぞれの各課が、冒頭答弁いたしましたとおり、町民の皆様に伝えたい情報を各課の判断で現在のところ掲載をさせていただいているところでございます。

議員が御指摘のように、どうしても情報発信に対する各課にもしかしたら温度差等あるかもしれません。それについては、先ほど申し上げました情報発信のワーキンググループ等を通じて、情報発信の必要性なり大切さなり、どういうふうな情報をどういうふうに伝えていけば町民の皆様により伝わっていくのか、その情報発信のターゲットはどこなのか等含めて、今後またさらなる向上を目指して取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。東義一議員。



○議員（8番 東 義一） この事案につきましても、やはり町長が申されましたように十分精査されて、ホームページの掲載方を今後よろしくお願ひしたいと思いますし、不肖私でもやはりいろんな各市町村のホームページを閲覧して、こういったものをしてあるなどか、これは大刀洗町のほうにも載せてほしいなという、またこれも私個人の考えなんですけど、やはり他市町村のホームページも参考と言ったら失礼な言い方になるんですけど、一つは他の市町村のホームページも閲覧されたら参考になるかと思ひますので、大刀洗町のホームページについての質問を終わらせていただきます。

続きまして、今度、小学校のホームページの内容充実についてという形で、これは教育委員会の教育長のほうにお尋ねしたいと思っております。

小中学校については、学校から住民あるいは関係機関に情報発信の機能として活用されていることは言うまでもなく、情報社会での現在では必要不可欠の情報源となっていると思ひます。これは、町のホームページと変わることはないと思ひます。

そこで、町内の小中学校のホームページを閲覧してみますと、大堰小学校にあっては、ホームページに大堰小学校いじめ防止基本方針、教育方針、学校の沿革、校歌等が掲載されております。中学校にあっては、トップページに校長室、学校案内、学校生活、これは新着情報として、入学式とかネットマナー、出校日・平和学習、そういったもの、部活活動が掲載されております。これも他の市町村のこと言うとあんまり私思わしくないと思うんですけど、他の市町村にあっては、特にそういった各小学校についての、いろんな先ほど申しました学校のいじめ防止対策とか、そういったものが詳細に書いてあるんです。

そういった形で、やはり町内の1中学校4小学校がございますが、ホームページが、いろんな諸事情があるかと思ひますけど、本郷、大刀洗、菊池小学校にあっては、ホームページの開設の可能性についてあるのか、また中学校、大堰小学校のホームページの、どこまでが充実かというのがちょっと私自身判断はつきませんが、その点について教育長の答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、小中学校のホームページの内容の充実についてのお尋ねでございますので、お答え申し上げます。

今、東議員のほうからございましたように、中学校ではかなりホームページを活用して学校案内ですとか学校経営方針、通信などを公開しております、地域の皆様や保護者から応援してもらえる学校を目指して日々情報発信をしておるところでございます。

一方、小学校では、御指摘のとおりでありまして、大堰小学校もかなり古いものが貼り付いたまま、他の3小学校についてはホームページを作っておりません。

現在、保護者への緊急連絡としては安心メールを活用しておりますので、安心メールとホーム

ページを連動していくことが内容の充実につながると思います。御指摘のとおりだと思いますが。

普段の多忙な業務をこなしながらのホームページの更新とか、それを行うとか、あるいは小学校でいえば担任がない先生は校長、教頭、主幹だけ、あとは全部8時ぐらいから4時半ぐらいまで全部張り付いているという状況ですので、そういった多忙であるというようなこと、あるいは更新できる先生がいない、多くの課題を抱えておまして、御指摘のとおりホームページを作って充実させることは望ましいことではございますが、今後とも、現状では人がいませんし時間もありませんので、非常に困難かというふうに思われます。

今後は、児童生徒が1人1台端末を持っておりますので、各学校で取り組んでいますコミュニティ・スクールで地域人材を活用するなど、情報伝達手段の多様化がございますので、地域と家庭と学校をつなぐ情報発信の在り方について、特にコミュニティ・スクール等で検討を行ってまいりたいというふうに思っています。

大変申し訳ありませんけれども、現在では小学校は全く手つかずの状態であるということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 教育長の答弁頂いて、実際、私自身もこの質問をさせていただくの、教育長が答弁されたような学校関係の諸事情が十分あるということは理解をして質問させていただいているんですけど。やはり時間がない、ホームページを作る職員さんがいないということであれば、やはりそここのところも予算計上されてホームページの作成要員とか、そういったものを今後考えていただいたらどうかというふうに私自身感じたところでございます。

教育長が申されたように、いろんな学校関係の諸事情があるかと思えますけど、今後そういったことで教育長がおっしゃったように、住民とか保護者関係、またあるいは、私は中学校の同窓会の役員をさせていただいているんですけど、やはり全国いろいろ津々浦々に同窓生がいらっしゃいますので、その方の意見もやはり聞く場合があるんです。そういった形で、今後、教育委員会としてもホームページの設営とか設立とかそういった形を十分前向きに検討、検討と言うとしないといかんごとなるとばってんが、十分精査お願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、東義一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で10時5分までしばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午前9時56分

再開 午前10時05分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、3番、平田康雄議員、発言席からお願いします。平田康雄議員。

3番 平田 康雄議員 質問事項

1. 国道322号バイパスの建設について

2. 身障者や子育て支援専用の駐車スペースの確保について

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄です。

質問に先立ち、先月の豪雨で被災されました下高橋地区の皆様をはじめ、多大な被害を受けられました農家の皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは質問します。

私の質問は、国道322号バイパスの建設と、駐車場の設置及び管理の2件であります。

まず最初に、国道322号バイパスの建設について質問します。

国道322号バイパスの建設が始まり、既に6年以上が経過しました。工事区間は中学校付近の本郷流川から大刀洗の鶴木交差点までであります。

建設計画では、工区を2つに分け、最初に現道拡幅区間から工事を初め、その後に新設区間の工事を行うとのことでした。

現在、現道拡幅区間の工事が進められています。

当初、工事期間は7年間を目標にするということでしたが、工事の進捗はかなり遅れているようです。直接の事業主体は県なので、工事の状況を把握するのは難しいかもしれませんが、現在の進捗状況や今後の計画などについて質問いたします。

まず1つ目の質問ですが、国道322号バイパスの現道拡幅区間の工事の進捗状況と、今後の計画についてであります。測量、用地買収、拡幅工事など、現在の工事の進捗はどのような状況でしょうか。また、今後はどのような計画により工事が進められるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の国道322号バイパスの建設について答弁をいたします。

現道拡幅区間の工事の進捗状況と今後の計画についての御質問でございます。

現道拡幅区間の測量は、一部境界未確定箇所を除き終了しており、用地買収も面積ベースで8割程度終了し、現在、一部の水路の付け替え工事を実施をいたしております。

今後、秋以降に本格的に工事の発注がなされる予定とお聞きをいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは再質問をします。

国道322号バイパスの建設については、令和2年3月議会において、森田議員から質問が  
あっております。このときの質問内容は、家屋の移転に同意された地権者数と非同意の数について  
でした。

質問に対し、町長からは、測量や建物などの調査は一部を除いて終了し、中学校から春日公民  
館までの地権者交渉を行っている。同意状況は交渉中のため、公表を差し支えるということで  
県から要請されているとの回答がありました。

その後も1年半も過ぎましたが、現時点でも公表できませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） では、質問にお答えいたします。

現道拡幅区間は工事に支障となる住宅は、全て御協力いただいているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 用地交渉にかなりの時間を要しているというようではございますけれども、大  
体何が問題なのでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） お答えいたします。

現在、継続して交渉している案件も含まれておりますので、内容については回答を差し控えま  
すけれども、用地買収も順調に進んでいると認識をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 事業は順調に進んでいるというけれども、具体的な数とか問題点、  
そういったのは公表できないということですよ。やっぱり用地買収が終わっていないから仕方  
がないことですかね。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2問目は、中学校近くの歩道延長工事の早期着工についてであります。

この件については、地元の行政区などから要望書が出されておまして、私も平成28年6月  
議会において歩道延長工事の早期着工を要請いたしましたが、町長の回答は、再開の時期は未定、  
バイパスの建設が優先されるというふうな回答でした。

その後、5年以上経過しております。歩道の延長工事には、まだ着工されておられません。着工  
できない理由とか、着工時期が分かれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 中学校近くの歩道の延長工事についての御質問でございます。

この歩道の延長工事につきましては、国道322号の道路拡幅工事の中で施工する計画となつてございまして、間もなく文化財の調査が開始されるとお聞きをしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） この件につきましては、かなり前から早期着工するように、区長要望が出されておりました。

今の町長の回答では、この着工時期というのは、その要望したから早まるものというのではなくて、当初から計画の中で決まっていたということです。工事の前に文化財の調査が必要という事は、私も全く存じませんでした。

それでは再質問します。

文化財の調査というのがあるようですけども、この調査はどの程度の期間が必要なんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 質問にお答えいたします。

本調査が必要であると判明しております大刀洗中学校前交差点付近の調査期間につきましては、遺跡の出土状況にもよりますけれども、年度末までを見込んでいたこととでございます。

なお、その他の箇所につきましても、試掘等の結果を踏まえ、適切に対処されると聞いております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） そうなってきますと、工事着工というのは早くて新年度以降ということになるんですね。子供たちの通学時の安全を確保することからも、なるべく早く文化財調査を終えて、工事に着工するように、県のほうにしっかりと要請をしていただきたいと思っております。

次に、3つ目の質問に移ります。

3問目は国道322号バイパス新設区間の工事の進捗状況と今後の計画についてであります。測量、用地買収、土盛り工事、今後の計画などが分かれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 新設区間の工事の進捗状況と今後の計画についての御質問でございます。

バイパスの新設区間の測量につきましては既に終了いたしておりまして、現在、継続して用地交渉を行っているところでございます。

今後、この用地買収の進捗を踏まえ、施工計画を策定する予定とお聞きをいたしているところ

でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは再質問をします。

現在、用地交渉中とのことですから、土盛り工事の着工までには、かなり、まだ時間が必要と思われるかもしれませんが、バイパス新設区間です。小学校の裏を、大刀洗小学校の裏を通るところですけれども、工事の着工時期というのはいつ頃になるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

地元要望であります現道拡幅区間の工事を優先しつつ、全体の進捗状況を見ながらバイパス新設区間へと着手すると聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） この区間は、春日から鶴木の交差点までですけれども、大半は土盛り工事となります。土盛り工事の場合は工事が終了した後、土が落ち着くまでに、かなり、少なからず時間が必要だと思いますけれども、大体何年ぐらいの期間が必要なのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

本バイパス区間は基礎となる地盤が軟弱であるため、沈下対策等が必要になってくると聞いており、今後、施工計画を含め詳細な検討がなされることになっていると聞いております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 現に小学校の裏付近は大水が入るといっばい水が流れて、非常にやっぱり、そういう面では軟弱地盤かなという気が私もしておりますので、やっぱり沈下対策というのが必要なんだろうね。

ただそういったことをやれば、どれくらいかかるかというのは、やっぱり調査してみないと分からないので、やっぱりそういった実際的に用地買収が終わって、調査をやる必要があるんじゃないかというのは、それは分かります。

それでは次の質問に移ります。

次の質問は、国道322号バイパスにかかる鶴木交差点周辺の歩道の設置についての早期着工についてであります。

この件につきましては、以前、小学校のPTA会長から、子供たちの通学時の安全のために歩道を設置するよう要望がありましたので、私も一般質問の中で通学路の安全対策ということで要

望しておりましたけれども、町長の回答ですけど、この区間の歩道は国道322号バイパスの建設に合わせ設置する計画とのことでした。

確かに計画では、バイパスの建設に合わせ、鶴木交差点周辺の歩道を整備するというふうになっているようです。現状とか着工時期が分かれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 鶴木交差点周辺の歩道設置工事についての御質問でございます。

鶴木交差点付近の歩道の延伸につきましては、昨年度、福岡県へ要望を行い、既に測量設計が完了いたしております、今後、用地交渉に入っていくものと、そのようにお聞きをいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 私は現道拡幅区間を優先するという事なんで、こちらの土盛り区間ですか、それに付随します鶴木交差点の歩道の設置ですか、これはかなり遅れるのかなというふうに思っていましたけれども、今、町長の答弁では測量設計が完了しておいて、用地買収が用地交渉中ということですから、来年度、今年度から、うまくいけば来年度には着工できるかなということ、ちょっと少し工事が早まったのかなということ、喜んでおります。

それでは最後の質問です。

5問目は、国道322号バイパス建設に対する町の対応などについて質問であります。

先ほどの測量、鶴木の交差点の歩道なんかも、かなり県に要望されてやられているのは分かりますけれども、国道322号バイパス建設に対する町の対応といたしまして、町としてバイパス建設にどう取り組んでいくのか、それについて町の考えとか決意をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） バイパス建設に対する町の対応、決意についての御質問でございます。

町といたしましては、一日も早く整備ができますように、引き続き県と協力しながら地権者交渉を進めるとともに、県に対し事業予算の確保や早期の完成を求めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが、何かありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 国道322号バイパスの建設につきましては、計画から数十年が経過いたしまして、ようやく着工に至ったという経緯があります。

全く動きがなかった計画が、町当局の努力によりまして突然動き出しました。当時の安丸町長は7年間で完成したいとの抱負を語られていましたけれども、地域の同意とか用地買収というのが必要なので、なかなか計画には、この手の事業というのはいかないのかなと私も思っております。

今年、着工からちょうど7年目ということですから、現時点におけるバイパス建設の進捗状況とか歩道延長工事の着工時期というものを確認したいと思って質問したところでございます。

県の事業ですし、用地交渉の分も、関係もありますから、町として着工時期などの詳細な説明は確かに難しいんじゃないかと私も思っておりましたけれども、今の答弁で大体工事の進捗状況などは理解はできたところでございます。

最後に、町としてのバイパス建設への取組とか町の考え、決意などをお聞かせいただきましてありがとうございました。ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、最近、歩道の未設置による痛ましい事故が報道されています。ガードレールを設置するなど、早めの事故防止対策が必要であります。

この事業では、地元区長さんやPTAなどから要請があった歩道の延長とか新設が計画されております。子供たちの登校時の安全のためにも、県と協議を密にいたしまして、早い時期に完成させてください。

以上で、1問目の質問を終わります。

次に、2問目ですけれども、身障者や子育て支援専用の駐車スペースの確保などについて質問いたします。

町内には、役場駐車場、大刀洗公園駐車場、運動公園駐車場など、町の施設に併設されている駐車場がありますし、甘木鉄道大刀洗駅駐車場のように、町の施設以外の施設に設置されている駐車場があります。

一方では、身障者専用の駐車スペースが設けられている駐車場もあるし、設けられていない駐車場もあります。駐車場の設置や管理、根拠はどうなっているのでしょうか。

また、ドリームまつりや町民体育館などのイベント会場に、子育て中の方が子供と一緒に来られていますけれども、駐車スペースが狭くて、乗り降りに苦勞されている光景を見かけます。

イベント会場の入り口付近に子育て支援専用の駐車場を設けられれば、非常に安心して車の乗り降りができるんじゃないかと思っています。

そこで町長に質問します。

まず1つ目は、公的駐車場の設置や管理の根拠についてであります。

町内には、町が管理する多くの駐車場があります。先ほども申しましたが、大半は役場の駐車場のように町の施設に併設された駐車場ですけれども、中には甘木鉄道大刀洗駐車場のように、町の施設以外の施設に設置されている駐車場もあります。

駐車場の設置とか管理の根拠をお示してください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の身障者や子育て支援専用の駐車スペースの確保



について答弁をいたします。

駐車場の設置や管理の根拠についての御質問でございます。

町の駐車場につきましては、委員が御指摘いただきましたように、施設に併設されているものと単独で設置しているものがあるところでございます。

それぞれの施設の設置条例等に基づき設置し、それぞれの設置条例や規則、内規等に基づき管理をいたしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 規則とか内規に基づいて管理しているということですが、それでは役場の駐車場入り口付近に、西鉄甘木線を利用される人のために大刀洗パーク&ライドという駐車場が設けられています。

この駐車場は一般駐車場と一緒に、大刀洗庁舎管理規則に基づいて一体的に管理されているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 大刀洗町パーク&ライドについてお答えいたします。

大刀洗町パーク&ライドにつきましては、町内3か所の設置をしております。まず1か所は西鉄甘木線の大堰駅を利用する方に対して役場の駐車場、2か所目が高速道路の大刀洗バス停の利用者に対して大刀洗運動公園の駐車場、3か所目が西鉄路線バスの今村天主堂バス停の利用者に対して、今村天主堂バス停の駐車場を設置をしております。

駐車場の利用方法につきましては、別途内規において設けております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 3か所あるということで、それぞれの内規で定めているということですが、私はこの役場の駐車場に、甘鉄の大堰駅を利用される方が使う駐車場として、役場駐車場の一面にあるから、そういったのは役場駐車場一体的に管理されているのかなと思っていましたけれども、それぞれでされているんですね。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2問目は身障者専用駐車スペースの設置についてであります。

身障者専用の駐車スペースは、国が定めた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づいて設置するよう定められているようです。

しかしながら、町が管理する駐車場には役場駐車場のように身障者専用の駐車スペースが設けられている駐車場と設けられていない駐車場があります。全ての駐車場に身障者専用の駐車スペースを設ける必要があるのではないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 身障者専用駐車スペースの設置についての御質問でございます。

議員が、今、御紹介ございましたように、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法でございますけれども、この法律では、地方公共団体は国の施策に準じて移動等の円滑化を促進するために必要な措置を講じるよう努めなければならないとされておりまして、同法の施行例では、不特定かつ多数のものが利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に車椅子使用者が円滑に利用できる駐車場を1以上設けなければならないとされているところでございます。

この点、大刀洗町では、町が管理するほとんどの公共施設の駐車場に、身体障害者専用スペースを設けているところでございますが、今回、改めて確認いたしましたところ、一部の小学校と桜つつみ公園の駐車場では、明確にこの区分がなされておりましたので、今後、設置を検討してまいりたいとそのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質疑があれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 本町の駐車場は、役場駐車場にしても運動公園駐車場にしても、かなり広いわけですが、私が見たところ、中にはドリームセンターとか、あるいは中央公民館、学校とか、そういったところにはそういったマークはないんですけれども、やっぱり駐車場が非常に狭いということもありますから、全てにとというのは、なかなか確かに難しい面はあると、私も思っております。

それでは再質問しますが、身障者専用駐車スペースの数とか規模があると思うんですが、これはどのような根拠に基づいて定められているんでしょうか。具体的な数値があればお示してください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 身障者専用駐車場のスペースの設置及び規模について御説明いたします。

まず、基本法としましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行例第17条において示されています。

具体的に申し上げますと、身障者専用の駐車スペースの数は、全駐車台数が200台以下の場合、50分の1を乗じた数以上とされています。

まず、本庁舎の駐車台数は、社会福祉協議会の駐車場も含めて210台のスペースがございます。基準から算出しますと4台の駐車スペースが必要でございますが、現在のところ、3台のスペースを設けております。

また、駐車スペースの面積というか規模につきましては、通常の駐車スペースの幅が2.5メー

ター程度でございますけども、身障者用の駐車スペースは車椅子使用の方も安心して車の乗り降りができるように、幅は3.5メートル以上とされています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 車台数の取扱いというのは、数えるのはなかなか難しいんで、やはりどこまでが庁舎の駐車場なのか、私もいろいろ数えてみたけど、どこまでかよく分かりませんでした。210台ですか。

それでは、次の質問ですけれども、来年度、中央公民館が大規模改築、改修されるということですが、そういうことで本年度予算に改修設計業務委託費が計上されております。

計画では、施設の外側のほうにエレベーターをつけるということでもあります。

現在の中央公民館の駐車場というのは、狭いというか、ほとんどないに等しいわけですが、改修に合わせてエレベーター近くに身障者専用の駐車スペースを設置すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 中央公民館の改修に伴う身障者の駐車スペースの件でございますけれども、現在、中央公民館につきましては、来年度に改修を行うこととしており、現在、改修計画を策定中であります。

まだ具体的な案は決まっていますが、エレベーター設置の予定でございますので、エレベーターの近くに身障者専用の駐車スペースを設ける方向で現在検討をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 中央公民館は災害時の避難所になるわけです。そういうことですから、ぜひ身障者専用のスペースを設けてください。

次の質問に移ります。

次の質問は、子育て支援専用駐車スペースの設置についてであります。

子育て中の方の車というのは、子供が同乗しています。乗り降りをする場合には、駐車中の車を傷つけないか、非常に心配だと言われておられます。

また妊娠中の方なども乗り降りが困難なようです。一般の駐車スペースは狭いので、少しばかり広い駐車スペースがあれば、安心して車の乗り降りができるのではないかと思います。

子育て支援のための専用駐車スペースを設けることはできませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 子育て支援専用駐車スペースの設置についての御質問でございます。

子育て支援を応援する町の方針として、子育て支援専用駐車スペースを設置することは、一つの考え方だとは思いますが。

一方で、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方は、障害をお持ちの方、高齢者の皆様、妊娠をされている方、けがをされている方など様々な方がいらっしゃいます。

この点、福岡県では、障害のある人や高齢者、妊娠している方、けがをしている方などに対し、利用証の交付を受けた人が利用できる「ふくおか・まごころ駐車場」の制度、これは、全国的にはパーキング・パーミット制度ということで実施をされている制度でございますけれども、を実施しており、大刀洗町でも大刀洗町役場をはじめ、各校区センターや社会体育施設、社会教育施設等15か所登録し、福岡県からの交付分に加え、町から独自に交付している分が164件の利用証を、これまでに交付をいたしているところでございます。

議員御指摘の子育て支援専用駐車スペースの設置は、子育て支援を応援する町として、一つの考え方だとは思いますが、大刀洗町としましては、福岡県とも連携しながら、より広く車の乗り降りや移動に配慮が必要な方を対象とした、この「ふくおか・まごころ駐車場」制度の普及を図ってまいりたい。そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） パーキング・パーミット制度というのは、私も知らなかったんですけども、今回の質問をするにあたって少し勉強しましたら、こういった制度があって、事前に登録することによって、障害者のほかにも妊産婦、介護が必要な高齢者、けがをされている方なども、県が示したマークがある県内全ての駐車スペースに車を駐車できるという制度だということでございますけれども、これは、本町は既に制度に加入をされているということで、多くの方が164人ですか、ということは、ちょっと私は知りませんでした。

それでは再質問ですけれども、妊娠中の方は、このパーキング・パーミット制度を利用できるということですが、子育て中の方も、私は必要じゃないかというふうに考えております。特に乳母車を使う方とか、それからチャイルドシートを使われる方は、特に必要じゃないかと思っております。

子育て中の方も、このパーキング・パーミット制度の対象に加えることはできないのでしょうか。例えば、町が管理する駐車場だけを対象として「大刀洗まごころ駐車場」とか、そういったものを開設したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 福岡県が定めておりますパーキング・パーミット制度、つまり「ふくおか・まごころ駐車場」の制度につきましては、福岡県全体の施設を対象とした制度でございます。

なお、基準を確認いたしますと、妊娠中の方は該当しますがけれども、子育て中の方については対象は難しいと思います。

町が管理する駐車場につきまして、議員がおっしゃいますようにチャイルドシートやベビーカーを利用する子育て世代の方も対象に含める大刀洗版の「大刀洗まごころ駐車場」の開設につきましては、関係課と協議して検討してまいりたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 非常に、これは必要なことだと思いますので、ぜひしっかりと検討して、ぜひ実施していただきたいと思います。

次の質問ですけれども、子育て支援センター「ちゃお」というのがあります。ちょうどドリームセンターの裏辺りにありますけれども、ここは子育て中の若い女性の方が頻繁に利用されております。

現在、駐車スペースが数台分しかありませんけれども、このような場所も検討してもらうということはできないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 中央公民館の西側にあります子育て支援センター「ちゃお」については、女性の方が子供連れで訪れてあるのは確認はしております。

現在、ちゃおには数台分の駐車スペースしかありませんけれども、少し広いスペースを設ければ、安心して車の乗り降りができるかと思っております。

場所が狭いため設置できるかどうかは分かりませんが、これも関係課と協議して検討してまいりたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） このちゃおは、中央公民館の裏辺りにもなりますから、中央公民館の駐車場の整備と併せて、ぜひ設置していただきますようお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

各種イベントを行うときの駐車スペースの確保でございます。

ドリームまつりとか町民体育大会などのイベントのときなどは、子育て中の方が多数参加されますので、専用の駐車スペースを設ける必要があるんじゃないかと思っております。

特にドリームまつりの場合、身障者支援用の駐車場というのが使用できなくなります。それで、臨時的に身障者用と子育て支援の駐車スペースをセットで、入り口辺りに設けたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） ドリームまつりなどのイベントが行われるときには、多くの子育て世

代の方が子供連れでお見えになっております。

確かに子供連れだと駐車スペースが狭いように思いますが、イベント時の交通整理等を行っておりますので、問題等は生じないと思っております。

ただ、やはりイベントを行う場合は、臨時的に身体障害者用と子育て専用の駐車スペースを設けることの必要は理解できますので、今後設置できるかどうか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ぜひ、しっかりと検討してください。

今年は東京でパラリンピックが開催されました。世界中から参加された多くの選手が、生き生きと競技をされておりまして、私も感動いたしました。

今回の質問をまとめるにあたり、私たちも障害を持った人が安心して生活できるように対策を検討すべきだと感じた次第であります。

駐車場に身障者支援用のスペースを設けること、これは障害者が安心かつ安全に駐車場を利用できるという観点から、非常に重要なことだろうと思っております。

今回の町長から課長の回答によりますと、町が管理しているほとんどの駐車場には、既に身障者専用のスペースが設けられているということなので安心いたしました。

中には先ほど言いましたけれども、狭くて設置が困難な駐車場もあると思っておりますけれども、将来的には町内の全てに設置するよう努力してください。

一方で子育て中の方が安心して駐車できるような専用の駐車スペースを設けることも必要だと思っております。現在、本町ではパーキング・パーミット制度に参加されておるようですが、多くの方がそれを利用されているということですが、子育て中の方は対象外となっておりますので、ぜひ「大刀洗まごころ駐車場」の設置、検討されるということですがけれども、しっかりと検討されて、大刀洗独自の制度として確立していただきたいと思っております。

終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、10番、松熊武比古議員、発言席からお願いします。松熊武比古議員。

10番 松熊武比古議員 質問事項

1. 防災無線の進捗状況について

2. 防災ラジオの取り扱いについて

○議員（10番 松熊武比古） 10番、松熊武比古でございます。

本日は防災無線の進捗状況について、それから防災ラジオの取扱いについてという、この2つの質問をさせていただきます。

最近の気候変動で予想できない状況が非常に進んでおります。梅雨時は雨も少なく安心して今年はいましたが、8月11日から20日間の雨量、三井管轄によると、約960ミリの大雨となりました。

ただ、小石原川橋につきましても、避難勧告3が出ましたけど、水は上がらなかったと、ぎりぎりでも流れたと。陣屋川についても、大刀洗校区については何も出ていない。大刀洗川については、下高橋のところ、県道を越境して床下浸水が8件、それから農地の被害がかなり出ると。陣屋川の下流については、コスモスパーク、公園です。あの裏が、もうばあっとハウスがあるわけですが、このハウスが60センチから80センチぐらい水が上がりまして、北野町では、もう非常に農業がやられて、すごい金額の農産物がやられております。

そういう中で、命を守るという観点からいたしまして、防災無線の進捗状況についてお尋ねいたします。

まず1番目、以前の提案で30か所に屋外スピーカーを設置する計画だったが、これはどこまで進んでいるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松熊議員、大項目ごとでしょう。

○議員（10番 松熊武比古） はい。

○議長（安丸眞一郎） 3番まで続けて、質問の続きをお願いします。

○議員（10番 松熊武比古） また工事着工についてはいつから始まるのか。完成予想というのは、いつ頃を目標に計画してあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松熊議員質問の防災無線の進捗状況について答弁をいたします。

まず、1点目の屋外スピーカー設置計画の進捗状況についてですが、防災無線の整備状況につきましては、7月までに実施設計の仕様書を作成し、8月に入札契約を行い、現在は大刀洗町MCA同法無線施設整備実施設計業務を委託中でございます。

次に、2点目の工事着工時期についてですが、今年度末までに実施設計を完了し、来年度から工事を着手する予定でございます。

次に、3点目の完成時期についてですが、来年度末までに完成するよう、これから取りかかってまいりたいとそうように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。松熊議員。

○議員（10番 松熊武比古） 小郡市、筑前町辺りでも、約2年間ほどかけて設置しております。

小郡は設置台数が多いので3年近くかかっておりますが、今年の2月の初めに、区長会のほうから要望書というのが町長宛に提出され、議会からは2月24日に提言書という格好で提言をさせていただきます。

それから、もう議会のほうでもこの調査費用も承認されてやっておりますが、ちょっとスピードを、ちょっと早めていただけないかと、こういう異常気象で水が上がりますと大変なことになるんですが、ちょっとそのスピードでは遅いのではないかと。

それから住民から、大体防災無線はいつつくのということを聞かれますが、調査費用は認定しておるから、あとはまた執行部のほうから予算とか、そういうのが出るから、まだ現状でははっきりしないというような答えしかできんわけです。今の町長の答弁で、来年の年末までには完成するというので考えておっていいわけですね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松熊議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、今、今年度については実施設計を行っているところでございまして、それが今年度中に完成しましたら、また来年度の当初予算で工事の予算を計上させていただいて、議会の承認が頂きましたら、来年度中の完成を目指して取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。松熊議員。

○議員（10番 松熊武比古） なるべく早くスピードを持って対処していただきたいというふうに思います。

それから、防災ラジオの取扱いについてでございます。

防災ラジオの在庫の現状と在庫確認は行っているのか。今年初め、約830台の在庫で、8月末にはどれだけ消却できたのか。

3番目、65歳以上でスマホ、携帯を所有していない方へ貸し出すことで何台貸し出したのか、現在、在庫は何台あり、今後の計画はどうされるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

まず、最初、1番目、防災ラジオの在庫の現状と在庫確認は行っているのかをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これも同じく大項目ごとですから、それぞれ1番から3番まとめて答弁ということでよろしいですか。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松熊議員質問の防災ラジオの取扱いについて答弁をいたします。

まず、1点目の防災ラジオの在庫の現状と在庫確認についてですが、防災ラジオは、役場庁舎北側にある書庫と中央公民館倉庫で保管しており、現在在庫数は749台となっております。在庫確認につきましては、無償貸与と一般販売の名簿を作成し、担当による台数管理を行っていま



すけれども、先月末に実施した在庫確認では、台帳数と一致をしていることを確認しているところでございます。

次に、2点目の8月末までの消却数についてですが、令和元年度に500台を購入し、令和2年度にさらに500台を追加購入いたしましたところでございます。これまで無償貸与として、区長、民生委員、福祉施設等に121台を貸与し、一般販売として127台を販売いたしております。また、65歳以上で携帯電話を所有していない高齢者に3台の無償貸与を行っており、8月末の在庫数は、先ほど申しましたとおり749台となっております。このうち本年度は新たに4台を一般販売し、65歳以上で携帯電話なしの高齢者に1台を無償貸与しているところでございます。

次に、3点目の65歳以上で携帯電話を所有していない方への貸出数、現在の在庫数と今後の計画についてでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、これまで65歳以上で携帯電話を所有していない高齢者の皆様に3台を無償貸与しているところであり、8月末の在庫数は749台となっております。

今後、防災無線の整備に合わせ、例えば、防災無線の音声が届きづらい地域の世帯への貸出しを検討するなど、改めて貸出し基準の見直しを含め、検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） それでは、1番目、防災ラジオの現状と在庫確認は行っているかということですが、どこの小学校、中学校の図書館でも、本は確実に当たって、実際の現状と帳簿上のやつは確認しよるわけです。そういう中で、きちっと防災ラジオの個数と帳簿上のやつと合っているのか。これは人間がやることですから、消却漏れもありますし、在庫落としといろいろな問題があります。

これが長引けば長引くほど、正確であればいいんですけど、必ず問題があって、実際の現物と在庫、帳票では違うわけです。だから、その辺は確実に現物を当たって在庫確認はしていただきたい。これは、もう町の財産でございますので、その辺はきちっと台帳で管理しておりますという言葉やなくて、現物を当たってやっておりますというようなことで、今後やっていただきたいというふうに思います。

それから、今、2番目の在庫が830台あったのが七百四十何台ということですが、どうやってこの数量を消却するのか。防災無線が出来上がって聞こえないとこに、また防災ラジオを提供するということですが、これも完成するのは来年の末ということ。それまではほとんどこの防災ラジオというのは、もう動かんのではないかなというふうな気がします。最初に買ったやつからしますと、もう機械自体が4年、5年たってきているわけです、最初に防災ラジオを買った

ときから計算しますと。そうすると、ラジオ自体もちょっと傷むのではないかなとは思っているんですが、なるべく早めに在庫消却をされるようお願いしたいと。

町の購入価格からいったら七百何十万あるわけですから、少しでも町の負担にならないように販売するか、貸出しするのか、その辺をよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、65歳以上でスマホを持たない方に防災ラジオを提供すると。非常に素晴らしいことですが、4台とか5台では、これは消却できないわけです。この辺は、今後、例えばちょっと年齢を下げるなりしてやっっていこうとか、そういう計画はございますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） では、松熊議員の御質問にお答えいたします。

まず、一般販売につきましては、令和元年度から1台3,000円で販売をしておりますので、この金額を変えるのは非常に難しいと思いますから、一般販売では、3,000円のままで販売していきたいと考えております。

それと、65歳以上の携帯電話を持たれていない世帯には、今現在3台対応しております。これにつきましては、大刀洗町の緊急告知ラジオの貸与に関する要綱という要綱を作っております。要綱の1つ目が携帯電話を所有していない65歳以上の老人もしくは高齢者世帯、あと障害者の方、もしくは避難行動要支援者の方が対象となっております。そのほかに、貸与をしている部分では、行政区の区長さんとか民生委員さん、自主防災組織の代表、次に町有施設、あとは町内の保育園もしくは福祉施設、その他、町長が認めたものとしております。

先ほど町長が申しあげましたように、今年度に防災無線の実施設計画を策定し、12月ぐらからは、町内の行政区に説明会に回るようにしておりますので、その後、防災無線の整備に合わせた形で、この防災ラジオの貸与に関する要綱を見直したいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 最後になりますけど、以前執行部の提案で、250メートルのやつを300メートルにマイクが届くようにやりますと。それで30か所設置をするようにします。金額にして約1億8,000万ぐらいの提言書が出ておりましたが、区長たちも、4月に新区長に六、七人ぐらい代わられて、その辺のところでは各区の区長と設置場所の設定の打合せとか、そういうやつはされてあるのでしょうか。それと、この30か所というのはまだ決まっていないというようなことも聞いておりますので、果たしてこの30か所がまた20か所になるのか、35か所に増えるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず30か所に屋外スピーカーを設置するという以前の説明では、昨

年の8月の臨時議会及び9月の定例会において、一般会計の補正予算に提案させていただいたところでございますけれども、その際にはまだ実施設計とされておりませんでしたので、各行政区25行政区と各行政区に2つ以上の公民館があるところを概算的に算出したところ、30か所というお話の計画を申し上げたところでございます。

今回は実施設計計画を策定しますので、音達調査とか障害物等も含めて算定しますので、約30か所近くになるのではなろうかと思っておりますけれども、現在計画中でございます。

工事費につきましては、実施設計計画に基づいた形での算出となりますので、また、新年度予算で詳しく説明し、計上させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） それでは、スピードを持って対処していただければ、町民も安心すると思っておりますので、一日でも早く、これが設置できますように、お願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、松熊武比古議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いします。なお、野瀬議員より資料の配付の申し出がありましたので許可いたします。しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いします。

#### 4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

##### 1. ふるさと納税について

##### 2. 農地の適正利用の施策について

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可を頂きましたので、通告に従いまして、順次質問を行ってまいります。

今回、私は2問の質問を行います。まず最初はふるさと納税についてです。

この制度は多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育など様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っております。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入りません。

そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかとといったような問題提起から始まり、各多くの議論や検討を経て生まれたのが、ふるさと納税制度であるというふうに関心しております。

そこで、今お手元に配付しました資料を御参照願いたいと思っております。

左上に資料1としております。これは、総務省の自治税局の資料でございますけれども、ふるさと納税の受入額及び受入件数の全国ベースでの推移を表したもので、ブルーの棒グラフが受入額で、赤の折れ線グラフが受入件数となっております。初年度といたしますか、平成20年度は受入額が81億4,000万程度、受入件数にして5万4,000件ほどございました。それから、平成26年度までは微増で推移している状況ですが、平成27年度では、受入額が1,652億余り、受入件数が726万件、いわゆる額にしては、当初年度の約20倍ぐらい伸びております。それ以降、さらに急激に伸びて、令和2年度では、受入額が6,724億9,000万、受入件数が3,488万件となっております、受入件数あるいは受入額ともに、これまでの最高値となっております。

そこでお尋ねしますが、我が大刀洗町におけるふるさと納税の寄附件数と受入金額について、1点目でございますが、各年度の受入件数と受入額の推移はどのようになっているのか。そして、同じように、どこかで大幅増加したと思っておりますけれども、その大幅増加した主な要因について、どういうふうに捉えてあるのかお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問のふるさと納税について答弁をいたします。

ふるさと納税の寄附件数と受入額についての御質問でございます。

大刀洗町では、平成27年度からさとふると提携して、本格的にふるさと納税の取組を開始し、昨年度は全国の5万人を超える皆様から、12億円を超える御寄附を頂いており、最近3年間は連続して10億円を超えるなど、順調に推移をいたしているところでございます。

大幅増加の要因といたしましては、まず1つ目として、新規事業者への訪問、説明会の実施等を通じまして、返礼品の新規発掘に努めてきたところでございます。例えば、平成27年度、56であった返礼品は、本年度は277へ増加をいたしております。

2番目といたしまして、辛子明太子や水炊きなどの福岡県が県内全市町村を対象に認定した返礼品や、馬刺しなどの市町村間で協定に基づきまして、共通返礼品として定めたものを活用する。

3番目といたしまして、掲載いたしておりますインターネットサイトの増加などが主な要因だと考えてございますけれども、そのほかにも、寄附頂いた方への暑中見舞いであったり、封筒の工夫であったり、丁寧な対応を心がけているところでございます。

各年度の寄附件数と受入金額の推移、返礼品の数、掲載サイトの詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、各年度の詳細について答弁いたします。

まず、平成27年度よりの推移についてお答えいたします。

平成27年度のふるさと納税の件数2,738、金額にして4,741万7,000円、返礼品数は56でございます。平成28年度、寄附件数7,027、金額8,908万5,000円、返礼品の数が69でございます。平成29年、寄附件数1万5,077件、金額にして5億7,570万8,000円、返礼品数は127品目でございます。平成30年、件数2万3,949件、金額10億1,594万円となっております。返礼品数は142品でございます。令和元年でございます。件数2万2,873件、金額10億8,192万6,000円でございます。令和2年度、昨年度でございます。件数が5万643件、金額が12億2,678万4,000円、返礼品数が173品でございます。

掲載サイトの増加につきましてでございます。大刀洗町では、平成27年にさとふるのほうの掲載サイト1社から始まりまして、その後、1社ずつ掲載サイトを増やしていきました。平成30年度にANA、令和元年にふるさとチョイス、そして、楽天、昨年度にふるなび、本年度にauPAYということで、現在6サイトで広くふるさと納税のほうを受付をしておるところでございます。

対応としましては、毎年私ども電話対応から、全ての対応に対しまして1円でも寄附して下さっている方々に丁寧に対応するように心がけておるところでございます。

ここ3年でいきますと、令和3年度はふるさと納税のお礼品のパフレットを新調しましたものですから、A4版のパフレットを約700件お送りしております。令和2年度につきましては、そのパフレットを凝縮しましたチラシを封書にて3,800件お送りしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 丁寧に件数とか金額を教えてくださいました。大体国の推移と同じような推移をたどっていて、町長の答弁にもありましたけど、一番やっぱり大きく増加した要因は、私は、やっぱり関連サイトの導入だと思うんです。一番最初さとふるを導入されたということで、非常に事務量というものが簡便化されたし、寄附者にとっても、非常に簡便に寄附ができるようになったと、これが一番大きな原因じゃないかなというふうに思っております。併せて、返礼品の開発とか、そういうところにいろいろ努力をされたんだろうと思います。

ちょっと参考までに1点だけお聞かせ願いたいと思うんですが、ふるさと納税のワンストップ制度というのが導入されていると思いますけど、これ大刀洗町も多分されていると思います。その導入された年度と、今件数を教えてくださいましたんですけど、全体に占めるワンストップ制度の利用、割合というんですか、大体でよろございますので、どういうふうになっているのかちょっと教えてくださいたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

ワンストップサービスを受けられている方の件数と割合ということでございまして、件数に関しては、こちら詳細な件数は今日お手持ちで持ってきておりませんが、大体8割方はもうワンストップ制度を使われてあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 8割というのはちょっとびっくりするような割合、全国ベースでは3分の1ぐらいになっているみたいですので、非常に、多分確定申告と連動したようなシステムだったんじゃないかなと思います。

それと、再質問しようと思っていまして、さとふる以外に何か使っているんですかということで、先ほどANAとか楽天とかいろんなもの、大体全国で10業者ぐらいおられるんですけど、その大半は使って、それぞれのメリットを生かしているというふうにお聞きしましたので、そういうふうに捉えましたので安心をいたしました。

次に、寄附金の使い道についてであります。

ホームページでは、頂いた寄附金は基金として積み立てて、指定事業の実施が可能な金額になったら、当該事業の財源として大切に利用する旨が掲載されております。また、寄附金の使い道を豊かな暮らし等、4項目ですか、これ多分5か年計画の大きな3つの目標の項目だと思うんですが、それと、あと町長さんにお任せするというふうなそういう4項目になっていると思います。そういう中から指定できるようになっています。

そこで、また資料を配付していますのをちょっと御覧いただきたいと思っております。

これは、令和2年度にふるさと納税額が最も多かったいわゆる日本一になった宮崎県都城の資料でございます。資料では4月から12月の寄附額が115億円余りというふうになっていますが、実際は、年間では135億2,500万の寄附があったということで、これで全国トップという話題になっております。何でこういうのを示したかということ、いわゆるふるさと納税活用の仕組みというのがフロー図が描かれております。これは寄附者とかが見て非常に分かりやすい。例えば、寄附の目的がある程度、もう少し具体的に大刀洗町よりも書かれていて、目的に指定があれば、その寄附金は寄附目的に沿った事業に活用しますよということと、目的がなくても、各種事業とあとは基金の積立に使わせていただきたいという、こういう簡単なフローが描かれております。その下の表を見ていただくと、どういう目的といいますか、事業に使おうとされているのか、希望があるのかということで、例えば、1番の子ども支援は52億9,000万ぐらいあります。これは全体の約45%ぐらいです。あと環境であったり災害であったり、そして、指定

なしが34億円ぐらいになっておる。これは約3割ぐらいになると思います。

これを引用させていただいたのは、こういう分かりやすいものが一つの参考になるのかなと思って引用をさせていただいたところでございます。

そこでお尋ねをいたします。寄附金の使い道について、寄附者からの寄附金の使い道の指定の状況はどのようになっているのかが1点目でございます。過去3か年程度でよろしゅうございますので、教えていただきたいと思ひます。

それと、前年度の寄附金の使途内容はというふうになっているのかというものが2点目でございます。

それと、ふるさと応援基金の残高、これ2年度末ですけど、残高はどうなっているのか。

それと、今後はやっぱり寄附者の意向を踏まえた具体的な事業の選定など、貴重な財源を有効に活用すべき時期に来ているのではないかなというふう感じておひまして、そう考へておひます。これに対する所信があればお伺ひをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 寄附金の使い道についての御質問でございます。

まず1点目の過去3年間の寄附者からの使い道の指定状況についてですが、議員から御紹介がございましたとおり、ふるさと応援寄附金の使い道につきましては、総合計画の基本目標でございます豊かなくらしに関する事業、輝く人に関する事業、繋がるまちに関する事業のほか、町が使い道を決めますふるさと応援から選択をさせていただいていることとしているところでございます。

寄附者からの寄付金の使い道の指定状況につきましては、1番目の豊かなくらしが6,486件、2億4,400万円余、2番目の輝く人が1万37件、4億900万円余、3番目の繋がるまちが2,089件、7,100万円余、4番目のふるさと応援、これが7万8,992件、26億1,800万円余と、大体約8割が4番目のまちが使い道を決めるふるさと応援となっているところでございます。

次に、2点目の昨年度の寄附金の使途内容についてでございますが、寄附金を積み立てているふるさと応援基金を充当した事業につきましては、全部で昨年度は23事業、充当額1億3,700万円余となっております。主な使い道別の事業数や主な事業につきましては、1番目の豊かなくらしに関する事業として、防災ラジオの購入費や循環バス関連経費等に6事業、1,730万円余、2番目の輝く人に関する事業として、大堰保育園整備事業補助金や小中学校教育推進費用等に5事業、8,880万円余、3番目の繋がるまちに関する事業として、地域づくり事業おこし招聘やまちづくり事業委託料に2事業120万円、4番目のふるさと応援に関する事業として、町立図書館の図書購入費や今村天主堂誘導サイン、コミュニティバス企画のハイ

エースの購入などに10事業、3,000万円余を充当いたしております。

次に、3点目の昨年度末のふるさと応援基金残高についてでございますが、15億7,900万円余となっております。

次に、4点目の今後のふるさと応援寄附金の使い道に対する所信についてでございますが、大変ありがたいことに、最近3年間は10億円を超えるなど、全国の多くの皆様から大刀洗を応援いただき、基金残高も増加しておりますが、一方で、ふるさと納税制度の将来的な存続の有無を含めまして、これにつきましては、ずっと続く安定的な財源とは言えない面もございますので、使途に全く制限のない一般財源として、経常経費に充当するのは、今後の財政運営上、好ましくはないものと考えてございます。

また、寄附される皆様の意向を使途により反映させるためには、議員から御紹介がりましたが、使途をよりきめ細かく指定できるように見直すことも一つの考え方だと考えております。ただ、一方で、今後、中央公民館の大規模改修をはじめ、老朽化した公共施設の大規模改修や長寿命化改修、あるいは少子高齢化に伴う扶助費の増加等が見込まれる中で、財政の柔軟性も確保したいと、そういう思いもございます。

このようなことから、大刀洗町では、これまでも小中学校への空調機器の設置や情報機器の設置、保育園整備補助など、子育て支援や教育環境の充実を中心に、貴重な財源といたしまして、ふるさと応援寄附金を活用してきたところでございまして、今後ともその時々々の財政状況やふるさと応援寄附金の状況等を総合的に勘案の上、寄附者の意向も踏まえながら、子育て支援や教育環境の充実等、未来への投資につながるような事業を中心に活用してまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 詳しく御説明を頂きました。寄附金の使い道で指定の状況をお聞きしたのは、前回だったかちょっと忘れましたが、ほとんどがもうお任せ、定着になっていきますという答弁があったと思います。やっぱり8割方がそうだというふうな状況でございますので。ここ数年、10億を超える寄附金を頂いております。残高をお聞きしたのは、財政調整基金をもう上回っているんです。非常時に使う財政調整基金を上回って、そのふるさと応援基金があるということ。これは、寄附者から見ても、ただ貯金しよるとですかという話では、非常にもったいない話かなと思ったから、そこら辺は、今後、今答弁ございましたように、もう少し事業の選択を、例えば教育とか、あるいはそういう今から出てくる教育施設の改修とか、そういう重点をある程度決められて、そういう中に使っていくということがいいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと今年度の使い道をお聞きしたのは、一つは、多分基金の取崩しを2年度はされております。



1億3,000万ぐらいの基金の取崩しで、先ほど述べられたような事業に恐らく充てられたんだらうと思います。それで、ホームページでは指定事業に充てますというふうなことが書かれているし、大刀洗町のふるさと応援寄附の条例というのが平成25年の3月に制定をされております。

この中で、寄附金の処分という欄があって、基金は指定事業の財源を充てることに限り、基金の全部、または一部を処分することができる」と明確に書いてございます。

それと、10条は寄附者への配慮ということになっていて、11条が、町長は前会計年度寄附金の活用状況について公表しなければならないという規定がございます。

今、かなりの事業に使われておるんですけど、少なくとも、毎年寄附を受けた金額を、例えばその事業に要する費用が幾らであって、基金に幾ら、そして、要望があった事業に幾ら、もう少し詳しくもいいんですけど、それは、やはり公表すべきかなと思うんです。多分ホームページとかいろいろなところに公表の仕方はあると思うんですが、その点、今まで、私、ホームページで見たことないんですが、公表についてはどういうふうに対応されてきたのかちょっとお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。どなたが答弁されますか。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

寄附金の収入額、そして、使途、主だった事業に関しましては、毎年広報紙のほうで発表させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 広報紙ちょっと私見てないもんですから申し訳ありません。少なくとも、寄附者の方はその広報紙はあまり見ないですよ、大刀洗の広報紙でしょうから。だから、大刀洗町のホームページとか、そういうところでやっぱり公表すべきじゃないかなと思います。そういうのを見て寄附するなり、そういう事業に使われているから、もっとさらに応援しようとか、そういう一つのインセンティブを与えるような表現の仕方も大事だと思いますので、そこら辺どうですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 野瀬議員さんから御質問のありました公表に関する内容でございます。

おっしゃられるとおり、条例施行規則等によりまして、町の広報紙あるいはホームページで年度終了後に行うということしております。町のホームページ上にもふるさと納税の特設サイトの中で活用事業の実績というところで、このような事業に使っているということはお知らせをしておりますが、具体的な金額、実際この事業に幾ら活用しましたよというところまではお伝えでき

ておりません。その金額を掲載するかどうかを含めては、より寄附者の皆様に分かりやすく御説明できるように今後検討を進めていけたらと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ぜひですね。先ほど都城を、私、例にとりました。あそこのホームページを見たら、やはりふるさと納税に力を入れているといたしますか、例えば、トップページを見れば、すぐふるさと納税のところに入っていけるようになっているんです。だから、そういう工夫も要るのかなと。

先ほど東議員がホームページの内容を質問されていまして、そういうやり方も一つあると思うんです。やはり大刀洗町がどういうところに力を入れたり、あるいはどういうところをPRしようとしているのかというのは、見れば大体分かります。何回も行ってやっとな税に入れましたじゃあ、何かちょっと問題かなと思いますので、ぜひそういうこともお願いしておきたいと思えます。

次に、クラウドファンディング型ふるさと納税についてでございます。

建築から100年が過ぎた国の重要文化財に指定され、町のシンボルにもなっている今村天主堂の保存に要する工事費が25億円以上と見込まれておりまして、次世代へ継承していくに当たって大きな課題となっているというふう聞いております。そこで、平成29年度にふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングで解決すべく専用サイトを構築し、工事費の負担軽減に取り組むというふうにもされております。

そこでお伺いをいたしますけれど、このクラウドファンディング型ふるさと納税について、まず1点目は、目標額というのが何かあるのかどうか分かりませんが、目標額と期間をどの程度ぐらいに見込まれておるのか。それと、目標達成の見込みというのはどういう状況になっておるのか。例えば、目標額に達成しない場合の対応として、今、基金はもう全体で積み立ててありますので、そういう基金の利用とか、そういう考え方があるのか、そこいら辺ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） クラウドファンディング型ふるさと納税についての御質問でございます。

クラウドファンディングは、事業に取り組むに際し、その趣旨や内容、使い道をインターネット上で公開し、それに共感した皆様から寄附を募るものでございまして、大刀洗町でも、今村天主堂の保存の取組に対し、このクラウドファンディング型ふるさと納税に取り組んできたところでございます。

その際、クラウドファンディングには2種類ございまして、一つは、目標金額が集まらなかつ

た場合、事業を実施をしないオールオアナッシング型と、2番目として、目標金額に達成しなくても支援する仕組み、オールイン型の2種類がございます。大刀洗町のこのクラウドファンディングは2番目のオールイン型でございまして、毎年度掲載サイトでの紹介文や返礼品等を検討しながら、下半期にインターネットサイトをオープンし、寄附頂いた額からサイトに支払う手数料等を差し引いた金額を修繕費用として交付をしているところでございます。

今年度も目標額100万円、期間は10月から3月末を予定しているところでございまして、昨年度までに御寄附頂きました皆様を中心に、寄附の御案内やチラシでの周知、マスコミへの情報提供などをしまして、目標達成を目指してまいりたい、そのように考えてございます。

また、目標額に達しない場合でも、応援頂きました寄附額に応じて支援することになるところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 町にとっても非常に大事な建物でもありますので、ぜひ、そういう寄附額がもっと増えるような、あまり返礼品ばかりではないんでしょうけど、いろんな形で努力していただきたいというふうに考えます。

8月26日の西日本新聞でございましたけれども、久留米市が過去最高の寄附額がありまして、22億円というふうに出ています。久留米市も一時は自転車等を返礼品に充てて、かなり高額商品だということで、お叱りを受けたように聞いておりますので、そういう中で非常に頑張っただらうと思います。

だから、そういう、今後寄附、今の寄附金をさらに上回るようなものにするには、非常に努力が要ると思います。返礼品の掘り起こしであったり、いわゆる寄附金の活用情報、先ほど申しましたような情報の発信というのも、非常に大事なことだと思いますので、今後、このふるさと応援事業に対する取組と寄附金の活用について、一層の努力をお願いしたいというふうに思います。

これで1問目は終わります。

失礼しました。次に2問目、農地の適正利用に関する施策についてでございます。

町のホームページに、農業委員会等に関する法律の一部改正により、現農業委員会の選出においてから、農業委員の選出方法がこれまでの選挙制から、町長が農業者等に推薦を求め、募集を行い、町議会の同意を得て任命する方法に変わったこと、今回の議案にもちょっと出ています。

また、新たに各担当区域に農地利用最適化推進委員を設け、農業委員会によって委嘱するというふうに変ったということでございます。

大刀洗町の農業委員会では、現農業委員会の任期が令和3年9月28日で満了となり、令和3年9月29日より新たな農業委員会が発足するというふうに書かれております。

そこで、農業委員会の事業についてでございますけど、法改正により農業委員の選任方法、あ

るいは認定農業者の過半数要件、それから推進委員の設置など制度改正が行われました。

農業委員会の事業活動において、1期目が終わって、選挙が終わりつつあるんですが、そういう中で効果があったこと、または逆に課題となったようなことがあれば教えていただきたいと思っています。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 農地の適正利用の施策について答弁をいたします。

農業委員会事業についての御質問でございます。

まず1点目の委員の選任方法の制度改正による効果と課題についてでございますが、これまでの公選制では、選挙権、被選挙権ともに農業者、これは10アール以上耕作し、年間60日以上農業に従事されている方に限られてございまして、選挙の執行は約1割にとどまる中、地域の農業をリードする担い手を、透明なプロセスを経て、確実に選任する必要があったという背景がございます。

効果といたしましては、先ほど議員のほうからも御紹介頂きましたが、1つ目として、地域や団体から農業委員としてふさわしいと推薦を受け、住民の代表でございます議会の同意を得た上で町長が任命することにより、委員の質や就任プロセスの透明性が担保されますとともに、2番目としまして、農業に利害関係のない中立委員を選任することで、公平公正な判断が強く求められます農地等の権利移動の許可や農地占用許可に関する意見具申について、農業者以外の意見を反映させることができる点がございます。

一方で、課題としましては、ほとんどの委員を区長の皆様方から推薦頂いておりますことから、区長の皆様方の負担が増しているのではないかとといった一面がございます。

次に、2点目の認定農業者の過半数要件による効果と課題についてでございますが、認定農業者を選任することで、まずは法定要件でございます、農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進を適切に行うことができる者を担保することができますとともに、地域の農地や耕作者に精通いたしていることから、農地のあっせんや転用案件、隣地トラブル等に対して、迅速に対応できるなどの効果が期待できるところでございます。

一方で、認定農業者の皆様方の負担増や、地区により認定農業者数に偏りがございますから、均等な選任が難しいといった課題もあるところでございます。

次に、3点目の農地利用最適化推進委員の設置による効果と課題についてでございますが、農地パトロール体制が強化され、耕作放棄地や違法転用案件の早期発見につながっているなど、そういう効果がある一方で、大刀洗町では農業委員と全く同じ業務に従事頂いております、法の趣旨でございます、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の現場活動に特化した活動がなかなかできていないといった課題もあるところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 大体詳しく分かりました。例えば農業委員会法改正後5年後調査というのが、一般社団法人全国農業会議所というところで、令和3年5月25日になっていますけど、アンケート調査が行われているんです。

全国で大体1,000団体ぐらいの自治体なのか、そういう団体だと思うんですけど、そこで今、町長から答弁頂いた内容、いわゆる公選制から選任制に変えたときの評価できることというのは、共通すると思いますけど、例えば選挙人名簿の調製作業がなくなって非常に楽になったというようなことです。そういうことも書かれておるし、幅広い人材が適用できるようになったという。これ38%ぐらいの回答があったということです。

ただ反面、課題になっていることは、選任に当たり、地域団体や推薦手続などに時間と労力を非常に要するんだと。定員に満たないときの掘り起こしに苦勞するというようなものが、半数ぐらいの意見が寄せられているということが出ています。

それと認定農業者の過半数、まさに今答弁がありましたけど、認定農業者になるという、入ることによって、認定農業者や担い手の考え方や視点が活動に反映されるようになったんだというようなこと。

逆に課題としては、認定農業者が少ないんです。ですから、認定農業者が少ないとかいないとかいうのが、約50%ぐらいの回答があつていますし、農業経営が非常に多忙なため就任できませんというような方も4割ぐらいおられるというふうになっています。

それと推進委員、これ非常に私も期待はしているんですけど、推進委員の設置について評価できるというのが、地区担当割が可能になって、非常に明確になってきたということと、現場活動が強化をされたというような評価があります。3割ぐらい、何かそういう意見があるみたいです。

それと反面、農業委員と明確な役割分担がなかなか難しいということが言われております。それと推進委員の役割が地域に浸透しておらず、活動がしにくいというような意見もあつたということが、約3割ぐらい寄せられたということになっています。機会があれば、後でこれ詳しく読まれたらいかがかなと。そうすれば今後のそういう農業委員会制度の改善点等も何か見えてくるのかなと思いますので、これは答弁にはごさいますけど、そういうことがありますので、よろしく願いしておきたいと思います。

次の質問に入ります。農業委員会等に関する法律第7条に基づいて、平成31年2月7日付で大刀洗町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針というのが公表されています。これはホームページにも載っております。

そこでお尋ねをいたしますけど、この指針の中に、最初に遊休農地、いわゆる3年後の解消面積の目標値がきちっと書かれております。1.5ヘクタールを解消するんだということ。

2つ目に、担い手への3年後の農地利用集積の目標値が、細かな数字ですが、836ヘクタールを目指していますというような目標値が上げられております。

そして3つ目に、新規参入の促進についての目標として、3経営団体が掲げられております。

それぞれの具体的な取組内容と成果がどうなっているのかをお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大刀洗町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての御質問でございます。

まず、1点目の遊休農地の解消の取組内容と成果についてでございますが、議員からの御紹介がございましたように、3年後の解消面積1.5ヘクタールの目標に対しまして、まずは1番目としまして、農地パトロールの強化、これは月1回以上行くとともに、毎年8月に全町一斉調査を実施し、調査後の通知等で合計6.6ヘクタールを解消するとともに、2番目といたしまして、所有者不明農地の探索に取り組みまして、地域の農事組合法人への貸付けに成功した事例がございます。これは県内初の事例で、1ヘクタールとお聞きしております。

一方で、このように詳細な遊休農地の調査をした結果にもよるんですが、残念ながら遊休農地が11ヘクタールから13.6ヘクタールへと増加をいたしたところでございます。

次に、2点目の農地利用集積の取組内容と成果についてでございますが、これも議員から御紹介がありましたとおり、3年後の農地利用集積面積を836ヘクタールの目標に対しまして、これまでのところ、なかなか委員を中心とした具体的な取組ができていないところでございまして、725ヘクタールから750ヘクタールへと微増にとどまっているところでございます。

次に、3点目の新規参入の促進の取組内容と成果についてでございますが、これも3年後の新規参入、3経営体の目標に対しまして、農業委員と推進委員による農地のあっせん及び相談等を実施しました結果、本年8月までに6経営体が参入し、うち5経営体は認定農業者となっているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） こういう、これは農業委員会において指針を定めるんだろうと思うんですが、はっきりと達成できなくても、目標を持って活動するというのは大事なことだと思います。ですから、逆に解消面積のほうは増えましたよという答弁でございましたけれども、それはそれなりのまた理由があって、それにいかに対応するのかということを考えていかれるんだろうと思います。

ぜひともこういう結果をきちっと分析をして、次の新しく農業委員会が発足するものに、ぜひつなげていただきたいというふうに思うわけでございます。

ですから、できなかった理由、目標達成ができなかったのは、何が要因になっていて、それを

今後またどうするのかとかいうのを、きちっと議論をしていただいて、新たな指針をまたつくって進めていただきたいと思いますと思うんですが、何かそこら辺で担当課長さんでもいいですが、ありましたらお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

農地の利用の最適化の推進に関する指針、今後、目標を達成できなかった部分に対して、新しい体制でどう取り組んでいくかという御質問だろうと考えております。

まず、遊休農地の解消に関しましては、町長の答弁にありまして、詳細な調査をしました。農地最適化推進委員が設置されたことを受けまして、農業委員、推進委員にかかわりなく、現場活動を大幅に強化しまして、調査を詳細に行ったところ、最終的には増加をしておるところでございます。

ただし、先ほど申し上げたとおり、不明者農地の探索、これは福岡初の取組でございますが、そういったものにも取り組みまして、あるいは中間管理機構のモデル事業を活用したりと、様々な取組をして、解消に関しても6.6ヘクタールをさせていただいたところです。

今年度、遊休農地の調査がゼロベースで新たに実施をされることとなりまして、やり方が大幅に変わっております。これでさらに遊休農地、詳細な状況が分かってくると考えておりますので、これについては新たな体制の下、新たな指針を打ち出して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、農地の利用集積についての取組、これが一番目標を達成できていないわけですが、こちらに関しては地域における話合い、農地の出し手と受け手の話合いが必要不可欠であるというふうに考えております。

しかしながら、いかんせん、現委員の任期の3分の2近くがコロナ禍でございました。地域における話合いというのは、なかなかできなかったところでございます。こちらについては状況にもよりますけれども、ぜひとも重点的に地域における話合いを実施した上で、集積に向けた取組に新しい体制、新しい委員さんで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） よろしく願いしておきます。次、最後になりますけど、人・農地プランというものについてでございます。

ホームページでは、人・農地プランとは、地域において話合いを行い、地域農業において中心的役割を果たすことが見込まれる農業者やその他における農業の将来の在り方を明確化し、公表するというふうにされております。

大刀洗町では、大刀洗・菊池地区、それと本郷地区、大堰地区の3地区を対象とする、地区ごとにそれぞれの地区の現状、課題、その地区における中心経営体の農地の集約化に関する方針を示した、いわゆる実質化した人・農地プラン大刀洗を策定し、農地中間管理事業に関する法に基づいて、令和3年3月に公表をされております。

そこで、改めてお伺いをしますが、この実質化された人・農地プランの、今回こういう農地プランの実質化に取り組むとなったことの背景は何なんでしょうか。それとプランの実質化というのは具体的に、私もよく分かりませんが、実質化とはどういうことをいうのかということでございます。

それと、プランに掲げる地区の課題や農地の集約化方針について、今後どのように取り組んでいこうとされるのかをお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 実質化された人・農地プランについての御質問でございます。

まず1点目の人・農地プランの実質化に取り組むこととなった背景についてでございますが、人・農地プランは、地域で抱える農業経営に関する問題点を確認し、持続可能な農業を実現するために、5年後、10年後を見据えた、それぞれの地域に合ったプランを策定するものでございまして、大刀洗町では平成24年度に、先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、大堰地区、本郷地区、大刀洗・菊池地区の3地区で人・農地プランを策定したところでございます。

しかしながら、新規就農者等の国の補助金や有利な融資制度を利用するためには、このプランの策定が要件となっていたこともございまして、これ全国的な傾向ではございますが、形式的なプランとなつてございまして、国からはこれまでのプランを実質化するように市町村に対し求めがあり、今回の見直しとなったものでございます。

次に、2点目の実質化とはどのようなことをいうのかについてでございますが、それぞれの地区で次の4つのプロセスを踏み、作成された人・農地プランのことを実質化された人・農地プランというようになってございます。

1つ目がアンケートなどの実施。2つ目がアンケートなどの結果を基にした地図による現況把握。3つ目がこの地図を基に各地区で話し合いを実施し、その地域の中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成する。4つ目として、将来方針を基にプランを取りまとめ、公表する。このようになってございます。

この点、大刀洗町では、1番目の農業者に対するアンケートを平成31年1月に実施し、1,575件に送付し、940件から回答を頂いてございます。

2番目として、このアンケート結果を基にした地図を作成しまして、現在の耕作者の年代別地図、5年後、10年後、20年後の耕作者の年代別の地図、後継者に関する地図等を作成してお



ります。

3番目としまして、令和元年度はコロナ禍もございまして、地区別の話合いが実施ができておりませんでしたので、昨年度もなかなか開催が厳しい状況ではございましたが、感染拡大防止対策を講じた上で、本年2月26日に3地区をまとめて開催し、農事組合法人や集落営農組織、認定農業者に加え、農業委員、農地利用最適化推進委員、JAみい、県の普及センター等も含めまして、45名の皆様に参加頂いて、実質化に向けた話合いを開催したところでございます。

4番目としまして、この意見を取りまとめまして、本年3月26日に公表いたしましたところでございます。

次に、3点目のプランに掲げる地区の課題や農地の集約化方針について、今後どのように取り組んでいくのかについてでございますが、将来的に規模拡大を考えている農業経営者もございすことから、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、JAみいの指導員の皆様などを中心に、県や中間管理機構と町が連携をいたしながら、担い手不足、耕作放棄地の増加に加え、経営者の高齢化等、プランに掲げる課題や農地の集約化について、定期的に地区別の座談会等を実施する中で、地域の合意形成を進めてまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今答弁ございましたように、当初の頃の人・農地プランというのは、単なる企業でつくったようなプランで、いわゆる農業従事者といえますか、そういうところの意見が全然入ってなくて、実質化しようということになったんだろうと思うんです。

ですから、これをまとめられたときには、多分農業者とか、いろんな関係者が入られて、今の3地区のプランをきちんとつくられたんだろうと思います。

課題等いろいろ上がっておりますけども、すぐに片づくような課題ではなくて、時間をかけて話合いをやって、進めていかざるを得ないのかなと思います。

ただこの中で、担当課長さんが一番詳しいんでしょうけど、農業の高齢化とか、農業従事者の高齢化とかいうのも共通のあれですけど、隣接農地からの農薬ドリフト問題というのが、大体共通課題として上がっているんです。こういうのはそんなに時間をかけなくても、何か解決できるような話なのかなと思うんですけど、その1点だけ、何か考え方があればお願いしたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

プランの中で課題となっている農薬ドリフト問題についての御質問でございますが、これについては3地区、プラン作成しておりますが、全ての地区において問題として上がっております。

問題となっておりますのは、他市町村からの入作と言われる、大刀洗町、町内の農地を町外の方が

耕作する場合は、そういった問題が起こりやすいんだというふうに意見が出ておるところでございます。

要するにどういった方がつくっているか分からない。知らない人がつくっている。いつ耕作に来るか分からないといったところで、分かりにくくなっているようでございます。

この点、町内の方であれば、ある程度すぐに、野瀬議員御指摘のとおり、ある程度すぐ解決できるものと思っておりますが、入作の問題が絡んでおりますので、これについては農協等と連携をして解決策を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 質問中ですが、チャイムが終わるまでお願いします。野瀬繁隆議員、どうぞ。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 最後なんですけど、マスタープランにおいても、農業の担い手育成、町長の何か掲げるものにもよく挙げられております。非常に難しい問題、担い手育成の問題とか難しい問題。ただ農業施策が、いろんな施策が入り組んで、どれをどうするのかというのがよく分からない点もありますので、もう一度、何か農地の集約については、こういう手法で、こういうものでやっていくんだとかいうのを、もう一回、何か整理されたらどうかなと思います。

いろんな補助金の関係もあるのかも分かりませんが、その都度何か計画みたいなのができたりしていますので、非常にちょっと見てて、私、分かりにくいところがあるなと思いつつながら、担当の方々はよくそれをうまく利用してされているのかなとも思いますので、改めてそういう農業の大切さというのは痛感しておりますので、ぜひ今後ともいろんな取組を各団体とも連携を図りながら、農業の振興に努めていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、しばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で13時15分から再開をしたいと思います。

休憩 午後0時03分

.....

再開 午後1時15分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

まず最初に、午前中の野瀬議員の答弁に対して村田地域振興課長より一部答弁の訂正の申出があつておりますので、許可をいたしたいと思います。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の小項目1番、ふるさと納税の件数と受入額についての

中でのワンストップ特例サービスの割合につきまして、8割と答弁しておりましたが、正確には25.4%、2割5分ということでございましたので、お詫びして訂正いたします。

○議長（安丸眞一郎） それでは、次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. コロナウイルス対策について
2. 保険事業および高齢者福祉について
3. 情報の取り扱いについて

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従いまして質問させていただきます。

御承知のように、町内外ではコロナ対策や災害対応それから経済対策が引き続き急務であります。私どもは、昨年新型コロナウイルス流行開始以降、一貫して大規模PCR検査の実施や医療体制、入院病棟の拡充、医療従事者や関係者の皆さんの安全確保と待遇改善を一貫して求めてまいりましたが、この1年半の政府対応は残念ながらその道に反し、オリンピックありきの政治姿勢も反映してか、第5波の感染拡大を起こすに至りました。

これは、原因としては中期的に見れば小泉改革以降の公的医療や保健衛生、公務の削減、短期的に見れば、この1年半余の適切な対応を取れなかったことが二重の原因となったと思われま。度重なる緊急事態宣言が意味をなさなくなっているのではないのでしょうか。

そうした中で、市町村としても独自のPCR検査の拡充や町内における陽性者や濃厚接触者、自宅待機者等への各種支援が広がりつつありますが、実際には市町村の感染者情報は県の保健所の管轄であり、市町村としても県が公に発表する情報しかなかなか知り得ないとお聞きしております。

また、新型コロナウイルスの流行により人の移動や物流、消費も滞っていることから、町内事業者の皆さんも、特に業種によっては大きな減収となり、必要な支援策は受けてきたが、5月以降の経営状況も大変厳しいものがあると伺っております。

もう一点は、コロナワクチンの任意接種が進められており、年代別の接種状況は毎週議会に報告頂いているところであります。こうした中で、副反応への不安や必要なワクチン数の確保の可否について全国的にも不安が広がっているところでございます。ワクチンは希望する方に迅速に安全に、かつ副反応の発生には的確に対応しなければなりません。

そこで、第1点の質問ですが、第1に、町内の陽性者、自宅療養者などの現状についてはいかがでしょうか。

第2に、陽性者、自宅療養者に対する支援は、具体的に手だてがあるでしょうか。

3点目に、町内事業者の経営の状況及び町の今後の独自支援についてはいかがでしょうか。

4点目に、ワクチンの確保及び接種について、今後の見通しはいかがでしょうか。

以上4点について、答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の新型コロナウイルス対策について答弁をいたします。

まず、1点目の町内の陽性者、自宅療養者などの現状についてでございますが、福岡県からこれまでに連絡のあった町内の新型コロナウイルス陽性者数は194名であり、このうち7月29日以降連絡があった116名のうち20代から40代が58名と半数を占める一方、10代以下も34名と若年者の陽性者が増加をいたしているところでございます。

陽性者、自宅療養者への対応は、基本的に保健所を設置する福岡県等が実施をしているところでございまして、健康状態に応じて入院やホテル療養、自宅療養等の措置がなされているところでございます。

この際、個人情報保護等の観点から町への情報提供にも制約がございまして、町にはどの方が陽性者でどの方が自宅療養者なのか等の情報提供はなされていないことから、陽性者や自宅療養者の現状を把握することは難しい状況でございます。

次に、2点目の陽性者、自宅療養者に対する支援はについてですが、福岡県では、自宅療養となられた方に電話による毎日の健康観察やパルスオキシメーターの使用による健康状態の把握、緊急時の専用ダイヤルを設置するなどの医療支援を実施するとともに、食料確保が困難である方に対し、食料支援等の生活支援も実施しているところでございます。

また、大刀洗町社会福祉協議会では、新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者として保健所から自宅待機を求められ、親族等周りからの支援を受けることができない世帯に対し、連絡を頂ければ食料品や日用品等の買い物を代行する支援事業を町内の社会福祉法人の協力を得て今月から開始をいたしております。

次に、3点目の町内事業者の経営状況及び今後の独自支援についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、緊急事態措置等に伴い休業されている飲食店はもとより、飲食店の休業、営業時間の短縮や外出の自粛等の影響を受け売上げが減少している事業者をはじめ、町内事業者を取り巻く環境は依然として非常に厳しい状況にあると認識をいたしております。

このため、大刀洗町では、これまでも休業要請協力金や中小企業等緊急支援金、中小企業等事業継続支援金、家賃軽減支援金等の事業者支援に加え、プレミアムクーポン券やくらし得々商品券の発行などを通じて、町民の皆様の暮らしと地域経済の循環を応援してきたところですが、本議会にも農業者向けの支援として園芸品目生産緊急支援事業や労働力確保緊急対策事業、畜産競争力強化事業、博多和牛ブランド強化対策事業の4事業の補正予算をお願いしているところでございます。

今後の独自支援につきましては、売上げが減少している事業者に対しまして、大刀洗町独自の中小企業等月次支援金を給付する方向で現在準備を進めているところでございまして、本議会に追加で補正予算をお願いしたいと考えてございます。

次に、4点目のワクチンの確保及び接種の今後の見通しについてですが、新型コロナウイルスワクチンは、既に接種対象者、これは1万4,073人ですが、の約60%分に当たる約1万7,000回分を確保いたしておりまして、10月上旬までに接種対象者の約68%分に当たる約1万9,000回分のワクチンが供給されると連絡が県からあっております。

ワクチン接種については、12歳以上の全対象者に接種券を発送し、11月までの予約を受付けています。現在までに接種対象者の約74%が既に接種をされたか、あるいは接種の予約をされており、最終的には対象者の8割を超える方が接種を希望されるのではないかと考えてございます。

このため、町では関係機関の御理解と御協力の下、町内医療機関やドリームセンターでのワクチン接種の予約枠を広げるとともに、町外の医療機関でも接種できるよう現在取り組んでいるところでございます。

また、福岡県では、今月15日から久留米市をはじめ県内9か所で、妊娠している方やその同居者、16歳から40歳未満の保育士や教職員、理容・美容、旅館・ホテル、飲食業等に従事される方を対象に集団接種を開始されます。

いずれにいたしましても、ワクチン接種を希望される方がなるべく早く接種できますよう関係機関に御協力を頂きながら、今後とも事業を推進してまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） コロナ対策につきましては、以前より申し上げてはおるところであります。管轄である県の保健所は感染拡大によりましてもうかなり業務が停滞し、何か濃厚接触者の後追いだけでは効果的な対策とならず、濃厚接触者の定義も狭いものであるため、市町村ができるだけ独自に支援を始めることが今求められていると思います。PCR検査の拡充もそうですが、引き続き、まず県が把握している状況を必要な項目だけでも情報を連携し、特に自宅療養者の方への必要な支援が必要であると思っています。

特に全国的に見ても、自宅療養により重症化したり、最悪の場合は搬送先がなかったり、把握が行き届かず死亡に至る例もあります。いずれも病床の不足や保健所の多忙化などの様々な要因が重なっているものと考えられますが、先進国を標榜する国での10万人もの自宅療養者が発生するというのは、あってはならない事態と言わなければなりません。

先ほどの答弁でも、県の対策のほかに町の社会福祉協議会が買い物支援ということを出すということでお聞きをいたしました。そちらについての情報も頂いたんですが、社協さんがせつ

かくこういう大事なことをされるのであれば、町のほうとしても、ところが町としてはどなたが自宅療養であるか、濃厚接触の待機であるかということ把握できないと。となると、どうやって対象者の方に対してこの支援制度を周知していくかというのがまず大きな課題になると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

自宅療養者に対する支援の情報をどうやって支援者にお届けするかというふうな御趣旨の御質問でございます。

これにつきましては、自宅療養等を判断された保健所のほうから町の社会福祉協議会の制度等についても周知頂けるものだというふうに認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁は終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 社協さんからもそういうふうに保健所から案内をしてもらうということでお聞きはいたしました。

しかし、それが一つと。やっぱり町のほうからもこのようなサービスがありますと、対象となる方は躊躇せず手を挙げてくださいと、申し込んでいただいて結構ですという、さらなるやはり広報なり周知の方法というものが私は必要だと考えるんです。特に、今の日本の社会見ておると、何かコロナに感染したことを隠す、隠さないといろんな社会的な問題、制裁が起きたりとかいうことがあって、なかなか公に手を挙げにくいという状況がやっぱり全国的に見て取れますので、ここは行政として保健所からの案内に加えて、独自のまた周知というものが必要と思いますが、再度いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まず、1点は、先ほどの答弁と重複して恐縮でございますけれども、町ではどの方が要請者でどの方が自宅療養者なのかという情報を持っておりませんので、個別の対象者の方に対して町のほうからプッシュ型でこういう制度をお知らせするというのはなかなか難しい状況でございます。

一方で、こういう制度がありますよということは、一般の広報等でお知らせをすることは可能ではないかなと思っております。

例えば、うきは市さんなんかは、そういうことで打ち出しておられますので、そういうやり方もあろうかと思っておりますけれども、現在までのところ社会福祉協議会のほうに確認したところ、社会福祉協議会のほうではその打ち出し方についてまだちょっと躊躇されてる面があるというふうにお聞きしています。

どういうことかよく把握ができておりませんが、例えばコロナに感染していることを知られ

たくないとか、そういう方がいらっちゃった場合に、通常利用されてるところではない社会福祉法人のほうから買い物支援等で例えば玄関先にいろいろかけておるとかいうところになると、いろいろそのことでうわさが広がったりとかそういうところもあるのかなと思っています。

ただ、どういうやり方がこの制度を周知するのにいいのかというのは、今後、社会福祉協議会のほうと協議をしながら進めさせていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 本来、政治的なやっぱり課題で、県の保健所がもう対応できないとなれば、市町村とか国がどういうふうに分担していくかというのを国家レベルで考えないといけないと思うんですが、おっしゃるように、今のところ情報が把握できないと。

そうであっても、例えば、全住民に向けてこういう制度がありますよと、該当する方は大いに利用していただいて結構だということを社協さんだけでなく行政のほうからも全ての住民の方に目が届くような周知、広報というものをやっていただきたい。それで、当然秘密厳守ということになります。そういうところにぜひ目を向けていただきたいなと思っております。

今後、また感染された方が後遺症などの問題も発生してくるものと思われま。市町村で引き続きできる防止策や、こうした積極的支援策にも今後足を踏み出していきたいと思えます。

また、関連しますが、こういった、例えば保育所等でこういう陽性の方が発生した場合に、町として一般的にはどのような対応なり支援というものが考えられますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 保育士への支援という形の御質問かと思えます。

保育士さんたちは、町内にお勤めの保育士さんのほうは夏休みのほうに優先的にワクチン接種をお願いして、大体9月の半ばぐらいにはほぼ全員の方が大刀洗町で働いてある保育士さんのほうはワクチン接種が終了するという形で支援を行ってきたところです。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 例えば、保育所なりで陽性の方が出たとして、例えば休園等が発生すると。そうなる、子供さんを預けられない、休業せざるを得ないという保護者の方も当然生じてくるわけですが。そうした陽性の方とか待機者に加えて、そういった陽性の方が出たことに対する町内への影響というものが今後発生してくる場合に、例えば国の保護者等の休業等の支援金、助成金の周知なりということは考えられると思えますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 現時点では、そういったことの支援というのはまだ考えておりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いろいろ町内でもいろいろなことが起きておりますが。例えば、国のほうから保護者の休暇取得支援についての再開のお知らせ等もあっておると思っていますので、町内での該当者、あるいはその影響等が広がった場合にこうした支援等の実施を早急にやっていただきたいということは申し述べておきたいと思えます。

それから、またこの支援制度もあるんですが、この制度については活用率の低さなども指摘されておまして、国会でも積極的活用を求めています。こうした制度がまた再開された場合、町内での必要な住民の方が適用されるように、町としても、行政としても、教育委員会としてもよく見ていてほしいと思えます。

3つ目です。事業者支援につきましては、最終日で追加補正をしたいということでお答えがありまして、今後の方針が示されたことを大いに評価したいと思えます。

また、昨年、支援行われたことや、近隣の自治体と比べてもできるだけ遜色のないようにというお気持ちが多分あろうかと思えますが。

この対象者や金額等についてはもう少し詳しく、後日提案があるとは思いますが、お聞かせ頂ければと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平山議員の御質問にお答えいたします。

最終日に提案を予定しております町独自支援の内容についてももう少し詳細にという御質問だと思えます。

こちらは、令和3年5月以降の緊急事態宣言措置に伴う飲食店の休業とか営業時間短縮、それから一般の方の外出の自粛の影響を受けて売上げが減少してる事業者の方、これらの方に大刀洗町独自の大刀洗町中小企業月次支援金を給付することを考えております。

対象の方に関しましては、先ほど申し述べた様々な要因により影響を受けて売上げが減少している事業者ということになりますが、具体的には国と県から月次の支援金が出ております。その国と県の月次支援金を受けている事業者の方に上乗せで補助をするという形で考えております。

現在、この国の支援金をもらってある事業者が47、それから県の事業者が3いらっしゃるということですので、これに少し増しまして60事業者程度を対象として想定しております。

また、上乗せ額としては、1か月当たり5万円、これが対象月数が5月から9月までの5か月間となります。それらを計算しまして1,500万円ということで事業費を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。



○議員（7番 平山 賢治） 金額等につきましては、近隣とも遜色のないようにというお気持ちがある。それから、1回ではなくて半年、数か月のということで、多分最大で25万円ということになるかと思うんですが。

近隣がいろいろございまして、例えば久留米市と比較しますと、やはりもう一声という声も町内には多いようでございます。自治体ごとの事情があるとはいえ、近隣で支援でやっぱり大きな差が出ますと、事業所の流出とか廃業を招きかねないと思います。

また、当町は久留米市と比べましても宿泊等の観光等の影響の多大な業種が少ないため、業者当たりに考えますと、より厚い支援が可能と考えますが、その辺についてはお気持ちいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平山議員の御質問にお答えいたします。

額について近隣市町村と比べてどうかという御質問だと思います。

確かに、久留米市は10万円の上乗せを考えておるところでございまして、うちとしては5万円ということでございます。

ただ、一方で、例えば小郡市になりますと、国の支援金を受けてある事業者に対しては5万円、県の支援金を受けている事業者に対しては3万円と少し額が落ちるところになっております。また、県南の市町村あたりを見ても、10万円を上乗せ給付するものの1回のみという市町村が幾つかございます。

また、特別支援は考えていませんという市町村もある中、そういった県内の支援内容等を鑑みまして、過不足のない額ではないかなと考えておるところです。

また、財源として考えております新型コロナ対策の臨時交付金、こちらが1,200万円弱ですので、事業規模としても適当ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 近隣等の状況は分かりましたが、やはり町内において、大変私自身も声を頂いております。飲食店に材料を納入する業者の皆さんや加工者もそうですが、お酒の生産者、事業者向け卸の業界は消費が落ち込んで多大な影響を受けていると聞き及んでおります。

とりわけ、今回、8月が大雨の影響もあり異次元の売上げ減少だというお声もお聞きしました。近隣等の状況はよく分かりますが、大刀洗の事業者さんに今頑張ってくださいと、今後の事業継続という点からも、思い切ったここは財政出動を引き続き求めていきたいと思っております。

今後も国や県に必要な支援を求めつつ、とりわけこのような事業困難については、ふるさと納税が当町は非常に収入が多いというのも町内の事業者さんあつてのものでありますから、町内の

産業や経済を守る上からもより手厚い支援を引き続きお願いしたいと思います。

4点目です。ワクチン接種及び確保についてですが。

現在、国民が不安なのは、例えば副反応の現状や今後の接種見通し、あるいは新型コロナウイルスの反応、状況やワクチン効果など必要な情報が政府によって明確に公表されていないことにあるのではないのでしょうか。地方自治体としても個人情報を守りつつ、迅速な集約、対応等が求められますが、現在、町が行っている接種に対する副反応等の有無や対応状況についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

現在、町民の方から副反応等のお話があった場合には、ワクチンのある程度の熱が出たり倦怠感が起きたりというところで、一般的なことについてはお話をさせていただいております。

さらに、接種時におきましては、接種をする先生のほうから十分にワクチンについての説明を行わせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 副反応等の町の管轄する反応の有無と対応については、再度いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

まず、副反応につきましては、こちらにつきましては医療機関から直接独立法人の医薬品医療機器総合機構のほうに医療機関から副反応報告が上げられます。その後、厚労省のほうで調査、評価されまして、結果として市町村のほうに通知をされるというところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いずれにしましても、市町村、コロナが終息せず、国の、県の対応がなかなか早くない中で市町村が大変な状況にあります。そうした情報の伝達についても機敏に対応することが求められています。人員や財政等の確保も含め、今年度下半期での引き続き十分な対応と計画を求めるものであります。

1点目は以上で終わります。

大きな2点目です。コロナ禍で外出もなかなかままならない中で、高齢者の皆さんの健康を守ることがまた行政の大事な使命であろうと考えられます。

現在、当町の介護保険は福岡県介護保険広域連合に加盟し、県下33の市町村により運営をさ

れております。昨年の決算状況を見ておりますと、介護給付費は微増であります。介護サービス、介護予防サービスの給付状況は地域により増減に大きな幅があったようでございます。特に、通所サービス、在宅サービスについては、コロナ禍で利用が控えられたところ、逆に増えたところなどまちまちのようでございます。また、介護保険の申請、認定状況も地域により違いが見られるところであります。

そこで、当町の状況について質問ですが、第1に、介護保険に係る申請者、認定者数の近年の傾向はいかがでしょうか。

第2に、コロナ禍における利用状況の変化、また町内の関連施設の動向はいかがでしょうか。

3点目に、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの利用状況及び必要数についての見解はいかがでしょうか。

4点目に、介護保険料及び自己負担額の独自軽減について。

以上4点について、答弁をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の保険事業及び高齢者福祉について答弁をいたします。

まず、1点目の介護保険に係る申請者、認定者数の近年の傾向についてでございますが、大刀洗町における昨年度の介護保険の申請者は163人であり、うち152人が認定され、非該当は5人、取下げが6人となっております。近年の認定者数は、人数の増減はあるものの、人口比ではほぼ横ばいでございます。

しかしながら、昨年度は、ある程度自立して生活できていた要支援1、2の方が減り、常に介護を必要とする要介護3から5の方が増加をしているところでございまして、コロナ禍に伴う外出機会の減少が身体機能の低下や認知症の進行に関係をいたしているのではないかと考えているところでございます。

次に、2点目のコロナ禍における利用状況の変化と町内関連施設の動向はどうかについてでございますが、令和元年度と昨年度を比較いたしますと、居宅サービスが減少している一方、地域密着型や施設サービスは増加をしているところでございまして、全体の利用件数や給付額は増加をいたしているところでございます。

町内の介護事業者から今のところコロナ禍で運営が厳しいというような個別具体的なお話はお聞きしておりませんが、昨年度、町内の事業者に感染対策支援金を補助いたしましたところ、助かったというふうな声を頂いているところでございます。

次に、3点目の特別養護老人ホーム、養護老人ホームの利用状況及び必要数についてですが、特別養護老人ホームの定員につきましては、福岡県高齢者保健福祉計画において、高齢者保健福

祉圏域ごとに整備目標量を設定しております。この際、大刀洗町は久留米の高齢者保健福祉圏域に属しているところをごさいます、本年3月に策定されました第9期の福岡県高齢者保健福祉計画では、久留米市を除いた同圏域の昨年度末の定員数は、広域型が16施設750床に対し、令和5年度末の整備目標量は750床となっております。また、地域密着型につきましても、1施設29床に対し、令和5年度末の整備目標量が29床となっており、令和5年度までの整備計画はないところをごさいます。

各施設の利用状況につきましては、担当課長から答弁をいたします。

次に、4点目の介護保険料及び自己負担額の独自軽減についてでございますが、大刀洗町では、独自の負担軽減は行っておりませんが、福岡県介護保険広域連合を構成する33市町村のうち保険料は下から10番目に位置しているところをごさいます。

いずれにいたしましても、高齢者の皆様が役割や生きがいを持ち、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、今後とも高齢者の皆様の生きがいづくりと介護体制の充実に取り組んでまいります。

○議長（安丸眞一郎） 平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） それでは、平山議員からの3点目の特別養護老人ホーム、養護老人ホームの利用状況について答弁させていただきます。

町内には3つの特別養護老人ホームがございます。高樋の大刀洗幸生苑さん、今区にあります聖母園さん、本郷にございます昌普久苑さん3つでございます。

まず、大刀洗幸生苑さんでございますけれども、定数が50名に対しまして入所者数が50名、うち町民の方が29名利用されております。待機者数につきましては34名、うち21名の方が町民でいらっしゃいます。

続きまして、聖母園でございますけれども、定員が50名で、入所者数につきましては52名でございます。2名につきましては特例の入所という形になっております。うち利用者数につきましては、町民の方が38名となっております。待機者数につきましては29名、うち町民の方が14名となっております。

続きまして、昌普久苑でございますけれども、定員が40名に対しまして入所者数が39名、うち8名が町民の方でございます。待機者数は20名で、うち町民の方が8名となっております。

続きまして、養護老人ホームの利用状況でございますけれども、8月末現在でございますけれども、町内からは2つの事業所のところの利用者がございました。

まず、今区にございます聖母園さんにつきましては、5名の方が利用されております。その定員につきましては40名となっております。利用者数につきましては、大体30名程度というふうにお伺いしてるものをごさいます。

続きまして、筑紫野にございます寿光園でございますけども、そちらには7月に入所をされてありましたが退所されたので、今現在利用者数はゼロとなっております。その定員につきましては、80名という形でホームページのほうに掲載されたものを報告いたします。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが、再質問あれば。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 3点目、1点目と2点目につきましては、答弁にもありましたように、コロナ禍において認定の重度化が進んでいるということで、また全県的な決算状況を見ておりまして、介護予防ですとか包括支援事業の執行率が極めて低いということで、かなりこちらへの対応が求められると思います。

これ、全県的な傾向だと思っておりますので、広域連合に対しましても、傾向ですとか方針について速やかに町村のほうに情報提供をということで言っております。

引き続き、健康体操とかいろいろコロナ禍でも実施していらっしゃるようですので、この重症化の防止ということについては引き続き取り組んでいただきたいと思います。

3点目なんですけど、特に特別養護老人ホームの待機の方の数については、3園で83名と。うち町民の方が43名ですか。ということで、多く、もしかしたら重複もいらっしゃるのかもしれませんが、これだけの待機者の方が3園でいらっしゃる。

一方、久留米福祉圏域でいうと、今後整備計画はないということではありますが、今後の待機者数等と整備計画を照らし合わせて、大刀洗としては今後必要ではないのかと。整備計画が今後ないということではありますが、これに対しては町の見解はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 必要数につきましては、当然ながら、介護保険につきましては一応大刀洗町とうきは市のほうで支部をつくって行っております。ですので、必要数につきましても、今後また、今現在、介護保険が第8期のもので進めておりますけども、次の第9期に向けてまだ計画等の話し合いがあるときにつきましては、当然ながら必要数等をまた求められてくると思っております。

ですので、そのときになりまして、また必要数等を求めまして、支部なりに提案とか報告なりしていくかと思っております。

ただし、当然ながら、介護保険なり県などからですけれどもヒアリングを行っていきまして、必要数が決められていくことになると思いますので、必ずしも増えるというふうには限らないかと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） もともと政府の対応として、介護外しということで、要介護3以上ということで、いろんな条件が課されたり、あるいは補給給付の縮減ですとか、かなり被保険者負担というものが大きい中でこれだけの待機者が発生しているということで、非常に今後のやっぱり社会の在り方、地域の在り方を考える上では非常に深刻なことだと思います。

今後、この待機者の方の実態ですとか、あるいは県全体それから県南でどれだけの数が必要なのかということは、十分に検討して、計画に反映するように行政としても努力していただきたいと思っています。

昨年来、町独自の対策、施設への対策支援金が実施されまして、これは大いに評価したいと思います。近隣の市町村を見ても、当町を倣って支給した自治体もあるようでございますので、コロナ対策に万全を期して日々任務に当てられている皆さんに、今後とも継続的な支援を心からお願いするものであります。

4点目ですが、介護保険料につきましては、広域連合で58億円もの積立金が発生していたので、この基金を活用して引上げをと要求してきたところですが、今年度からは第8期で基金を活用しての保険料の若干の引下げは実現いたしましたので、予算案にも賛成してまいりました。

一方、そもそもの保険料が非常に高い水準で推移をしています。これについて、独自の軽減ということを質問いたしましたところ、法律上、一般財源を活用して独自減免はできないとの回答でありました。単独で介護保険を行っている市町村は多くが独自減免を実施しているにもかかわらず、広域連合ではこの独自減免はできないということで答弁が一貫していると思います。

それから、同一組合内で3つの保険料に分かれてるということも本来はあってはならないはずですが。今、平成の大合併から15年がたちまして、一部事務組合の枠組みを見直す自治体が増えています。この際、この巨大な介護保険広域連合も再編なり縮小の検討がなされてしかるべきだと思います。当町の行政においても再考を求めるものであります。

次に、大きな3点目に参ります。

外部団体への個人情報の提供についてお尋ねいたします。

これについては、自衛隊への個人情報の提供について、一昨年議会で質問しましたところ、紙媒体で提供していると、今後も継続する旨の答弁であったと記憶しております。

自衛隊への個人情報の提供については、全国の市町村に対して防衛省が名簿提供について協力要請を行っている。そうした要請に対して自治体はそれぞれ対応について協議をしたものと認識しています。どう対応するかについては市町村の判断に任されているし、その対応は様々であります。

近年、福岡市においてこれをどう取り扱うのかをめぐって個人情報保護審査会において情報を提供するかどうかをめぐり議論がなされていたと。今回そうしたことや近隣の自治体の状況を踏

まえて改めてお尋ねをするわけですが。

第1点は、当町における自衛隊その他の外部団体に対する個人情報の提供状況はいかがでしょうか。

第2に、関係法令との整合性及び本人同意などの手続の確保はいかがでしょうか。

以上2点、答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の情報の取扱いについて答弁をいたします。

まず、1点目の自衛隊その他の外部団体に対する個人情報の提供状況についてでございますが、現在、外部団体へ個人情報を提供しておりますのは、自衛隊福岡地方協力本部への1件でございます。自衛官及び自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の募集のために毎年18歳到達者の情報を提供いたしているところでございます。

次に、2点目の関係法令との整合性及び本人同意等の手続の確保についてでございます。

大刀洗町個人情報保護条例では、実施機関は、本人の同意があるとき、法令等に定めがあるとき、個人の生命、身体の安全または財産の保護のため緊急かつやむを得ない理由があるとき、前3号に掲げるもののほか、実施機関において公益上必要があると認めたときのいずれかに該当するときは外部提供をすることができるものと定めているところでございます。

この点、自衛隊法第97条では、都道府県知事または市町村長は政令で定めるところにより自衛官の募集に関する事務の一部を行うと定められ、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めると規定されておりまして、これらの規定に基づき自衛官等募集事務の一部を行うとともに、必要な資料の提出を行っているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今回は、個人情報の適切な取扱いという観点から特に質問させていただきたいんですが。

今後についての方針をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

ちょっと質問の趣旨が分からなかったんですが、今そのように提供いたしておりますし、今後ともそのように提供はしていきたいと思っております。

と申しますのは、自衛官と自衛隊は、もちろん国の安全保障上、防衛等に従事しているのはもちろんなんですけれども、近年の災害の大規模化、激甚化に伴いまして、災害出動等でも重要な

役割を担っていただいているところでございます。九州北部豪雨の際にも、自衛隊、自衛官の皆様にはいろんな行方不明者等の搜索活動等を含めまして協力を頂いているところでございます。

近年、大雨災害続いておりますけれども、本町においても大雨災害については久留米の消防本部それから自衛隊のほうからリエゾン等派遣頂きまして、万一、当町において大規模な災害が起きたときには自衛隊員の協力を求めることになろうかと思っております。

一方で、自衛官の定数というのは今定数が満たない状況がずっと続いております。本町の町民の皆様の安全安心を確保するためにも、自衛官の募集事務に町が協力するということは必要だろうと思っておりますし、法令上、それが求められていることであるというふうには認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私は、その自衛隊等の外部団体の意義等についての議論ではなく、純粋に自治体が持つ個人情報をいかなる団体であっても厳格にやっぱり守るべきと思うんです。

例えば、近隣見ておりますと、いつの頃からか、今まで閲覧ということをやっていたものが、いつの間にか紙なりデータを提供するというようになっていった自治体が多いようでございます。

ところが、やはり厳密に個人情報の保護という観点からこの制度を見直した場合に、自衛隊法や自衛隊施行令の条文に関わらず、例えば自治体が提供することができる資料の中には個人情報は含まれないということが一つあります。

実際に、お隣は、小郡市は駐屯地がありますが、小郡市も提供する資料の中に個人情報は含まれないという理由で提供をやめました。それから、八女市、筑後市等も提供をやめて閲覧のみにしているというふうにお聞きしております。

一つは、この個人情報については、外部団体への提供の可否について、例えば個人情報保護審査会等に町長が諮問してこの是非を問うと。諮問に応じて、答申によってこの取扱いについて判断を行うという自治体が近年あって、その答申がやはりこれは提供は不適切だということでもたやめると、閲覧に戻すという自治体が多いようですが。

町長としては、情報の取扱いを適否を諮問するということについてはいかががお考えですか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

大刀洗町におきましては、町の、先ほどの答弁と重複して恐縮でございますけれども、個人情報保護条例に基づいて提供しているところでございます。

この際、法令等に定めがあるときは外部提供することができる個人情報は個人情報保護条例で定めておりますので、その条例の規定に基づき提供いたしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。



○議員（7番 平山 賢治） どこの自治体でも同様の定めはあると思うんですが。

例えば筑後市の事例を見ておきますと、市長が行政審査会に諮問いたしました。それについて募集対象情報を自衛隊へ提出することについて、審査会の意見は、提供した個人情報はいずれも閲覧に取得できることからすると、名簿の提出は単に自衛隊に対して便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官等募集事務を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられないと。本来、地方公共団体は個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利利益を保護すべき立場であるので、今後もこのような形で個人情報を自衛隊へ提供することは妥当とは言えないと。以上が審査会としての意見であるが、仮に今後も名簿の提出を継続しようとするのであれば、個人情報を提供することを本人に対してあらかじめ文書で通知し、本人から申出があれば提出名簿から除外するとともに、自衛隊に対しては使用後の名簿を確実に処分するよう誓約させ、その処分には市の職員が立ち会うべきであることを付言する。ここまで審査会が答申をなされた。市長は提供をやめて、閲覧だけということにしております。

ですから、もう見せるなどか自衛隊の意義はどうなんだということではありません。これ、純粋に個人情報の保護論ということで、ここで非常に大事なことが幾つかあります。

1つは、閲覧により取得できるので名簿の提出は便宜を図る行為だから必要不可欠な事情ではないということがあります。これについてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員のほうから御説明があったのは、筑後市の個人情報保護審査会の議論において行われた議論でございまして、それが当町の場合にそのまま当てはまるものではないのではないかと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それから、もう一点が、今後も個人情報を提出することは本人に対してあらかじめ文書で通知し、これは福岡市でもこれは行ってありますが、提出名簿から除外するという点については、個人情報保護の観点からこうした手続も必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来、答弁が重複して申し訳ないんですけども、本町の個人情報保護条例では、法令等の定めがある場合には外部提供することができるかと定めているところがございます。法令等に定めがない場合、当然この第1号の本人同意を求めて提供することになるかと思っておりますけれども、現行の個人情報保護条例の規定によりますれば、本人の同意なく提供することは可能だと考えて

おりますし、もし議員が御質問のような趣旨の運用が必要ということであれば、条例改正なり何なり行っていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それから、使用後の名簿の処分ということについてはいかがでしょうか。何か特段のことはやっていますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、平山議員の御質問にお答えいたします。

まず、名簿の提供につきましては、名簿を紙に出力した後に自衛隊のほうから町のほうに来庁されて、手渡しで情報提供しております。その後、その名簿の利用が終わった場合には、シュレッダーにおいて処分するという確約は取っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いずれにしても、この個人情報を自衛隊のみ提供してということですから、近隣等の状況も鑑みて、少なくとも例えば審査会にかける、あるいは処分等に市の職員が立ち会う、あるいは必ずしも紙面による提供が必要ないということであれば閲覧のみにとどめるということは、今非常に全国的に広がっているところですから、法律等に照らしても厳密な取扱いを今後ともお願いしたいと思います。

個人情報保護条例でも、24条で審査会は重要事項について諮問に応じ答申する、建議することができるということになっております。こうした規定も活用しながら、新しい町長の手で法に、プロセス、名簿提供の可否や方法または諮問等の検討を再度検討するように求めるものであります。

また、今後、デジタル庁の創設や関係法令の整備などで地方自治体が持つ個人情報を国が丸ごと差し押さえて国民管理や利益の追求に活用されるルールが敷かれようとしています。この見地からも、市町村が個人情報保護の原点に立って、引き続き厳格な運用をなされることを強く求めて、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安丸眞一郎） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

---

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時12分

---